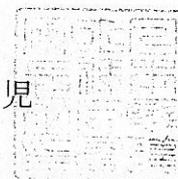


日弁連総第150号
2011年(平成23年)3月28日

法務大臣 江 田 五 月 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児



「法曹人口政策に関する緊急提言」について(要望)

当連合会は、本年3月27日開催の理事会において標記提言を取りまとめました。
つきましては、提言の実現を要望しますので御検討くださいますようお願い申し
上げます。

【添付書類】

- 1 法曹人口政策に関する緊急提言
- 2 弁護士会の公益活動に関するパンフレット
- 3 法曹人口政策に関する緊急提言・関連資料

法曹人口政策に関する緊急提言

2011年（平成23年）3月27日

日本弁護士連合会

- 1 当連合会は、これまで「市民にとって、より身近で利用しやすく分かりやすく、頼りがいのある司法」の実現に向けて、司法基盤整備や制度改革を政府及び関係諸機関に求め、また自らも取り組んできた。その結果、弁護士過疎・偏在の解消・改善や被疑者国選弁護制度の実現、民事扶助制度の一定規模の拡充等がなされてきた。

しかしながら、法律扶助制度の抜本的拡充、司法過疎解消のための裁判所支部の充実、裁判官・検察官の大幅増員、民事訴訟・行政訴訟制度の抜本的改革と実体法の整備等、市民のための司法の基盤整備は不十分であり、改革はいまだ途上にある。

当連合会は、これまでの司法改革を検証し、是正すべき点は是正するとともに、司法基盤整備のさらなる充実を政府及び関係諸機関に求め、司法制度の改革に引き続き全力で取り組む。

- 2 法曹人口に関しては、司法試験合格者数が、1963年から1990年までは400人から500人台で推移していたところ、1993年以降約700人、1999年以降約1000人、2004年以降約1500人、2007年以降約2100～2200人（2006年以降は新旧両司法試験の合計数）と急増している。

しかしながら、これまでの法曹人口増員のペースがあまりに急激に過ぎたことに加え、法曹養成制度がいまだ十分に対応できているとはいえず、「法曹の質」への懸念が生じている。また、裁判官・検察官増員がほとんど進んでいないことをはじめ、司法基盤整備がいまだ不十分な中で、弁護士のみが急増した結果、現実の法的需要とのバランスを欠き、そのことが新人弁護士の実務法曹としての経験・能力の獲得に影響を及ぼしている。

そして、このような制度の「ひずみ」ともいえる問題状況は、司法の利用者である市民の権利保障や弁護士への信頼に少なからずマイナスの影響を及ぼすものであり、早急に対策を講じる必要がある。

- 3 第一の問題は、急激な合格者増員の中で、法科大学院制度及び新修習制度が、「法曹の質」の維持という観点から見て、法曹養成制度として十分に機能していないのではないかという懸念である。

現在の法科大学院においては、設立数及び入学定員が過剰な状態にあり、またその教育内容や教員の資質、修了認定の厳格さなどに大きな格差があるといわれている。そして現実に司法修習生の一部に基本的な知識不足・理解不足の者がいることが指摘され、二回試験の不合格者がかなりの数にのぼる事態も生じている。

もとより、一部にそのような司法修習生がいるからといって、法科大学院出身の司法修習生全体の質に問題があるかのようにいうことはできないが、現在の合格者数において法曹養成の面でそのような「法曹の質」への懸念があるとすれば、その是正策が検討されるべきである。現在、法科大学院制度については、その数や総定員数、教育内容、適正配置等について見直しの議論が行われている。

また、1年に短縮された司法修習制度について、「法曹の質」の観点から養成の方法とその期間などに疑問や懸念の声も多々あり、そのあり方について、あらためて検証が必要である。

以上のような点を踏まえて、当面の合格者数を検討するべきである。

- 4 第二の問題は、新人弁護士のいわゆる就職難によって、実務家として必要な経験・能力を十分に修得できていない弁護士が社会に大量に生み出され、市民の権利保障に支障をきたすおそれがあることである。

長引く経済不況もあって、新人弁護士をめぐる雇用環境は悪化している。2010年末の新63期の弁護士一斉登録時点で、前年の1.6倍の214人の修習終了者が未登録という事態が生じており、弁護士、弁護士会、関係者の努力もありその後改善が見られるものの相当多数の者が弁護士として法律事務所に就職できない状況は今後もさらに深刻化して続くことが懸念される。

このような就職難が生じること自体、当初予測されていた弁護士への法的需要が社会に現れていない証であるという指摘もなされている。

もとより、就職難は社会全体の傾向であり、弁護士だけが特別というわけではない。しかし、市民の権利の守り手である弁護士が実務家として一般社会や市民の要請に的確に答えていく能力を身に付けるためには、先輩法曹の指導のもとで実務経験を積み、能力を高めていく、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)がどうしても必要である。それが就職難のために得られないとすれば、実務家として必要な経験・能力を十分に修得できていない弁護士が社会に大量に生み出されていくことにもなりかねない。

- 5 このような様々な制度の「ひずみ」が発生している現状においては、2002年3月の閣議決定における「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを旨とする」とした部分については、もはやその妥当性を欠いているとも評価できる。

当連合会は、2009年3月に合格者数は当面現状程度にとの提言を行ったが、当時懸念されていた弁護士過疎・偏在問題や被疑者国選・裁判員制度への対応態勢問題については、現在の増員ペースによらなくても対応が可能な状況となっている。

よって、当連合会は、司法基盤整備及び法的需要の状況を検証しつつ、このような「ひずみ」を是正する方策として、法曹人口増員のさらなるペースダウンを提言するものである。

- 6 以上のとおりであるので、当連合会は、政府及び関係諸機関に対し、当面の緊急対策として、司法試験合格者数を現状よりさらに相当数減員することを求める。

当連合会は、今後も、社会にとって適正な法曹人口のあり方について検討を進め、市民や関係者との対話を重ねながら、市民に理解され支持される政策作りを行ない、「市民にとって、より身近で利用しやすく分かりやすく、頼りがいのある司法」を実現するための運動を進めていく所存である。

以上

ご存じですか？

日弁連は

こんな活動をしています

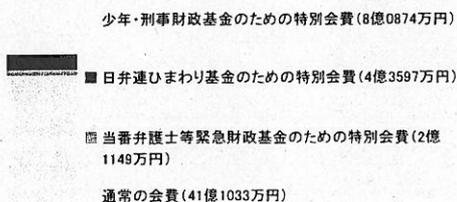
JIBA 日本弁護士連合会

2011年3月発行

活動のほとんどは「社会貢献」です

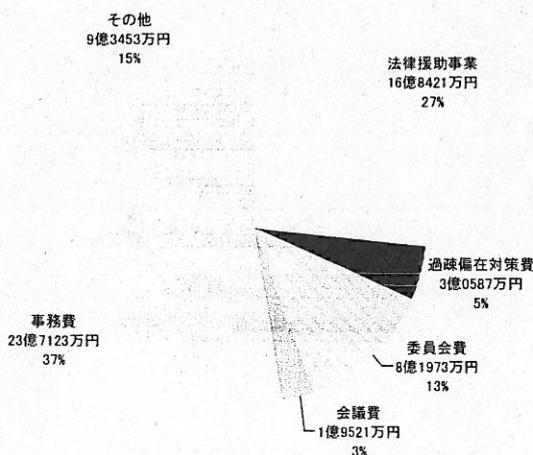
日弁連の事業活動支出は、年間約63億円です。そのほとんどが、人権擁護活動や社会的・経済的弱者の法的支援のための事業費、運営費に使われています。

会員が負担する会費の内訳(2009年度決算)



日弁連は、弁護士法で設立された公共的団体です。「基本的人権と社会的正義の実現」(弁護士法1条)を使命とする、全国約3万人の弁護士の全員が加入して特別会費を含む会費を負担しています。

2009年度事業活動等の決算の内容

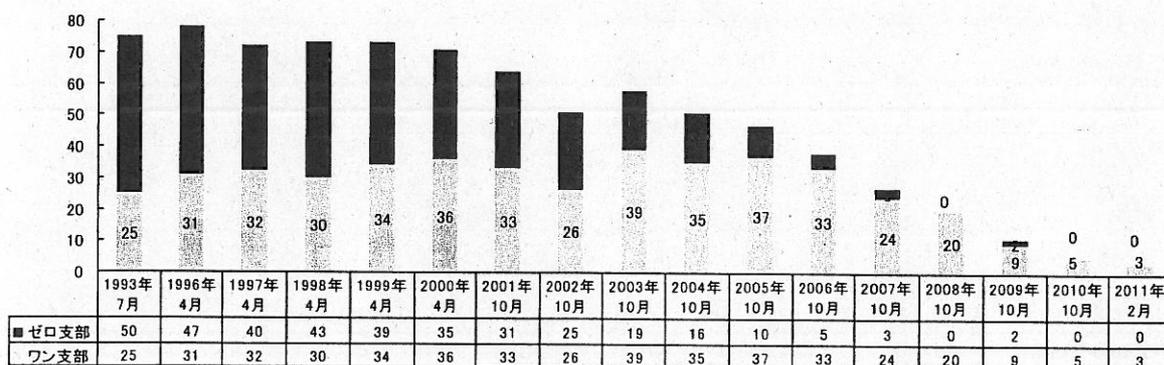


全国各地に弁護士がいます

日弁連は、1996年から**弁護士ゼロワン地域**（地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士がまったくいないか、1人しかいない地域）を中心に法律相談センターを設置する活動を開始しました。1999年には日弁連ひまわり基金を創設、2000年から全弁護士より特別会費を徴収して**ひまわり基金法律事務所(公設事務所)**の設置、**弁護士過疎地域**の法律相談センターの援助等を行い、2006年10月までに弁護士会独自の努力によってゼロ地域を5カ所にまで減らしてきました。

支部数

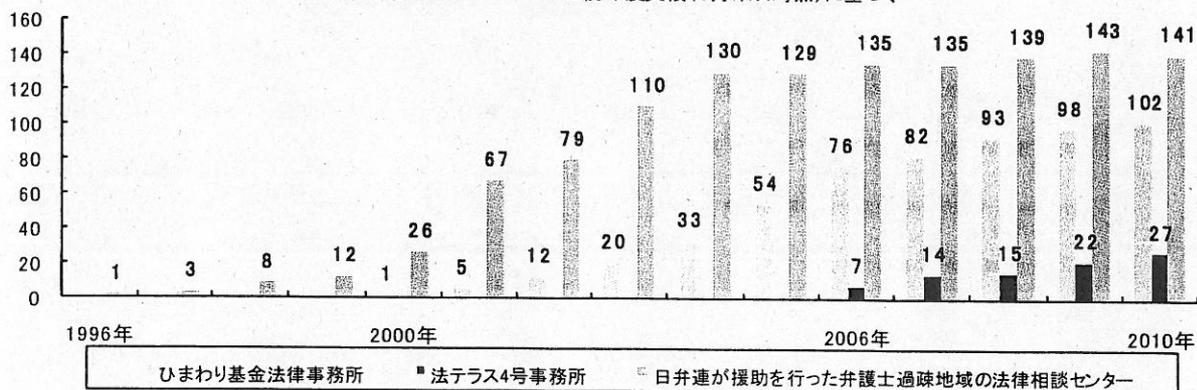
弁護士ゼロ・ワン地域支部数の変遷



さらに、2006年10月から法テラス（日本司法支援センター）が業務を開始し、司法過疎地域に法テラスの地域事務所（4号業務対応地域事務所）を設置しています。2010年10月現在、ひまわり基金法律事務所は102カ所、法テラス4号事務所は27カ所、法律相談センターは307カ所（日弁連が2011年2月現在把握している数）となっています。こうした取組もあり、**弁護士ゼロ地域は0カ所、弁護士ワン地域は3カ所**となりました（2011年2月現在）。

ひまわり基金法律事務所・法テラス4号事務所の設置数、日弁連から援助を行った 弁護士過疎地域の法律相談センターの数

※法律相談センターについては前年度実績(3月末日時点)に基づく



日弁連は引き続き、弁護士過疎・偏在解消に全力を挙げるとともに、**裁判官・検察官ゼロワン支部の解消や裁判所支部の充実**を求め、**司法過疎の解消**をめざします。

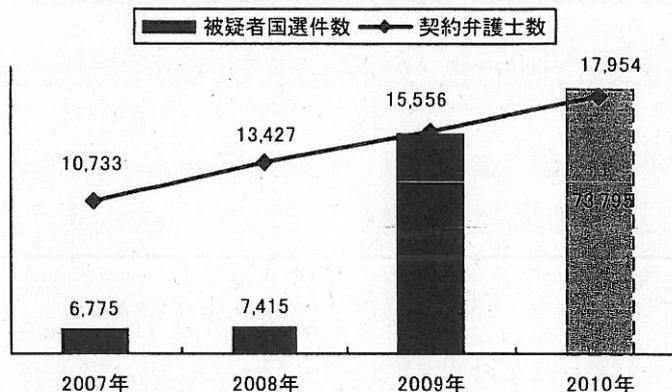
誰でも刑事弁護が受けられます

刑事事件の被告人（起訴された人）と被疑者（起訴される前の容疑者）が、貧困等の理由で自分で弁護人を選任できない場合に、国が弁護人を選任する制度が国選弁護制度です。国選弁護は、多くの弁護士が日常的に従事している公益活動です。

2006年10月から、殺人や強盗などの重大事件の被疑者に国選弁護人が付される「被疑者国選弁護」が開始しました。2009年5月からその対象が窃盗や傷害などの事件に拡大され、受理件数は約10倍になりました。国選弁護人として契約する弁護士数も毎年増加し、2010年10月時点で1万7954人（全弁護士の6割）となっています。

日弁連は、逮捕されて拘束された全ての被疑者の弁護人依頼権の確保を目指して、さらに取組を強化していきます。

被疑者国選件数と国選弁護人の契約弁護士数



契約弁護士数は日本司法支援センターの調べによる。
2010年の被疑者国選件数は同年4月から12月の件数を年間に換算したものの。

国の支援が届かない分野にも自費で取り組んでいます

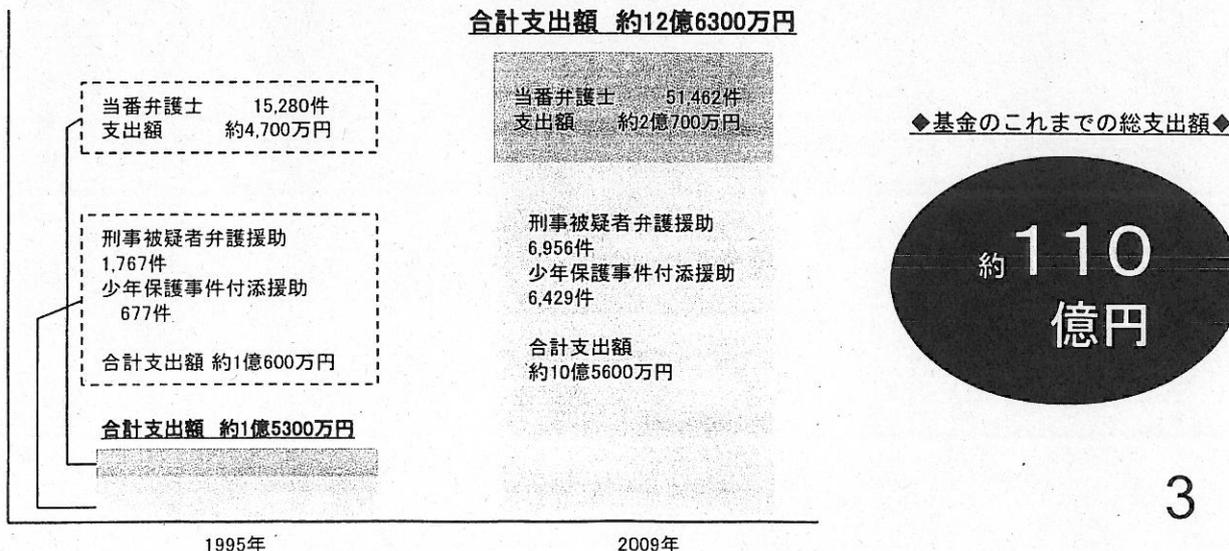
日弁連は被疑者国選弁護制度の開始前から、そして現在も国選弁護制度の対象にならない被疑者や少年のために、独自の取組を行っています。

当番弁護士制度（逮捕された被疑者や親族の要請により弁護士会が弁護士を派遣。原則として無料で利用できる）は、被疑者国選弁護創設の足がかりとなりましたし、現在も被疑者国選の対象とならない事件をカバーしています。

刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい被疑者へ弁護士費用を援助）や少年保護事件付添援助（家裁送致された少年へ弁護士費用を援助）は、被疑者国選弁護の対象にならない被疑者や少年を援助する制度です。

日弁連は全ての弁護士が等しく費用を負担する基金を創設して、これらの制度を運営しています。

合計支出額 約12億6300万円



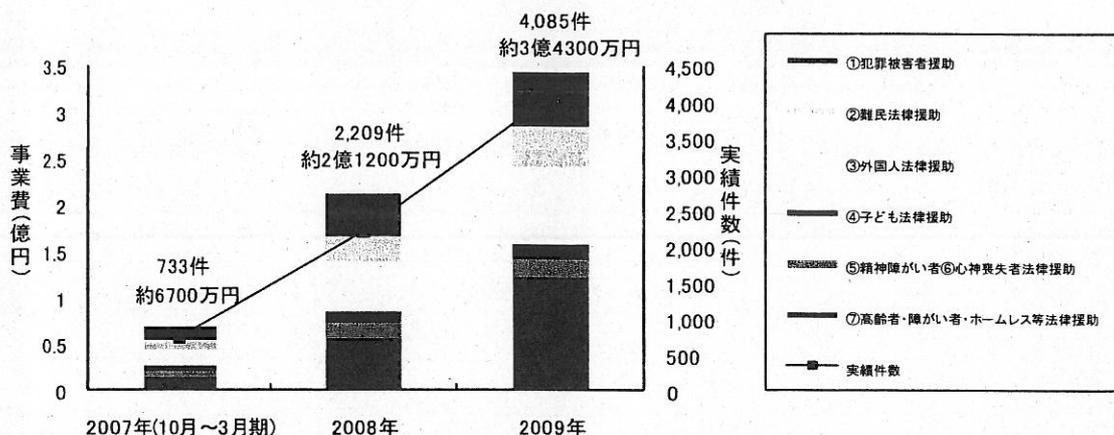
1995年

2009年

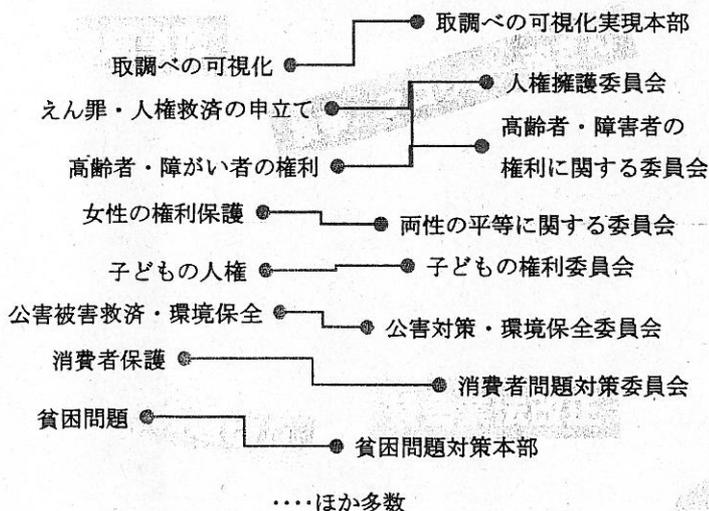
これも日弁連の自費による取組です

人権を守る観点からは弁護士の援助が必要であるのに、法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない事業があります。日弁連委託援助事業は、このような事業について、日弁連が事業費を支出して法テラスに業務を委託し、弁護士費用等を援助する制度です。

その他の法律援助事業の事業費と実績件数



日弁連は、引き続きこれらの事業について全国的な対応態勢を整えるとともに、本来公益性の高いこれらの事業の国費又は公費化への運動に取り組んでいきます。

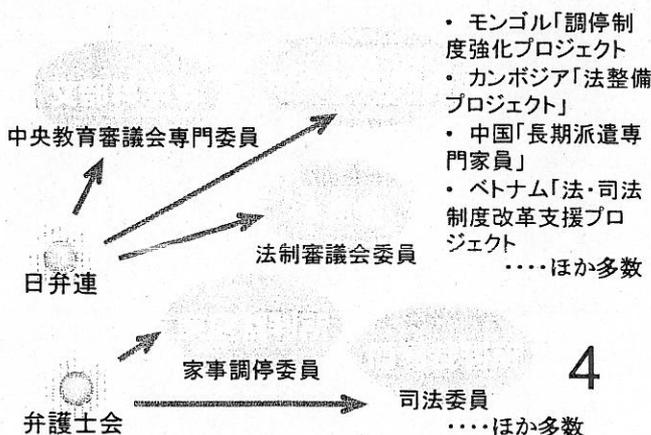


色々な分野の人権課題に対応しています

日弁連は、様々な人権課題について、それぞれに委員会や対策本部を設置し、調査研究、人権侵害を行った公的機関・団体等への警告・勧告、シンポジウムの開催、立法・規則制定への提言などの活動を行って、人権擁護と法律制度の改善に取り組んでいます。

公的機関に専門委員を送ります

日弁連は、最高裁、各省庁、独立行政法人等に対し、各地の弁護士会(全国52弁護士会)は自治体等に対し、要請を受けて弁護士会員を推薦し、弁護士の専門性を生かした社会貢献を行っています。



法曹人口政策に関する緊急提言

関連資料

JFBA 日本弁護士連合会

2011年3月発行

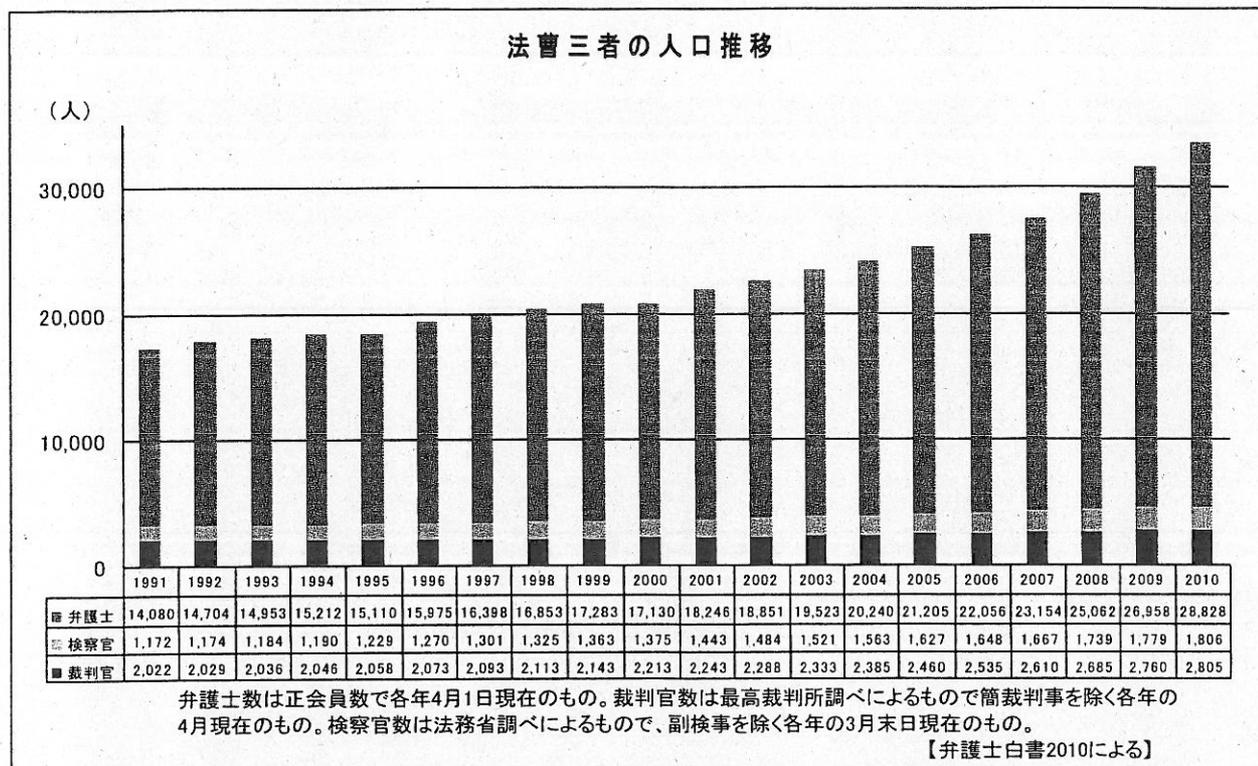
目 次

符号	項目	頁
1	法曹人口の推移	1
2	増員に至る経緯	1
3	司法試験合格者数の推移	2
4	弁護士人口の急増	2
5	法曹養成制度の整備	3
6	二回試験不合格者の増加	3
7	旧司法試験と新司法試験の合格者数の推移	4
8	法科大学院の修了認定状況	4
9	法科大学院の競争倍率	5
10	法科大学院の定員と入学者数	5
11	法曹志望者の減少	6
12	経験年数での弁護士人口構造の変化	7
13	未登録者数の推移	8
14	参考一公認会計士試験の合格者数	9
15	法廷実務に対する需要	10
16	過払金返還請求訴訟の動向	11
17	法律相談件数	11
18	組織内弁護士に対する需要	12
19	企業の組織内弁護士に対するニーズ	12
20	地方自治体の弁護士需要	13
21	法曹人口と隣接士業の存在	14
22	弁護士ゼロ・ワン地域の解消	15
23	刑事弁護	17
24	当番弁護士・刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添援助	18
25	民事法律扶助	19
26	司法予算の拡大を	20
27	増員のさらなるペースダウン(シミュレーション)	21

1 法曹人口の推移

法曹三者の総人口は、2000年頃まで約2万人でしたが、2010年までの10年間で1万人以上増えました。ただし、法曹三者のうち裁判官・検察官の増員ペースは緩やかであるのに対し、弁護士だけが急増してきました。

2011年2月末日現在の弁護士数は、3万505人に達しています。



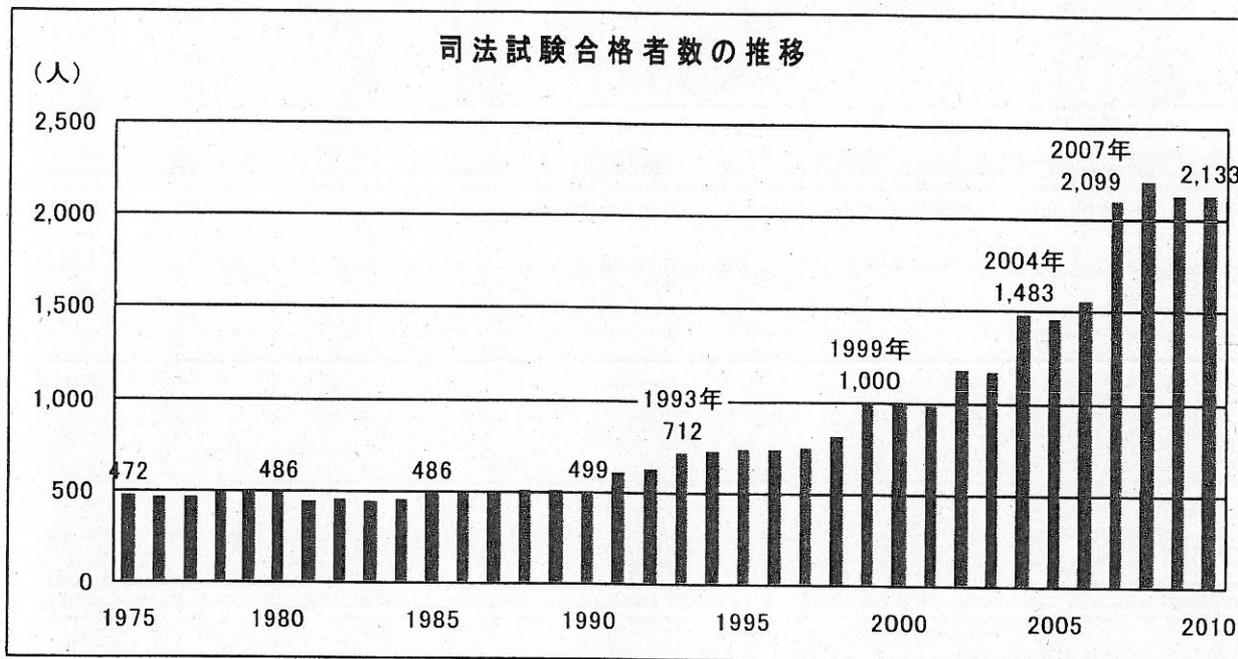
2 増員に至る経緯

法曹人口の増加は、下記の意見書に基づく閣議決定の増員計画によるものです。

2001.6.12	司法制度改革審議会意見書 <ul style="list-style-type: none"> ● 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。 ● 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。 ● このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。
2002.3.19	司法制度改革推進計画(閣議決定) <p>現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。</p>

3 司法試験合格者数の推移

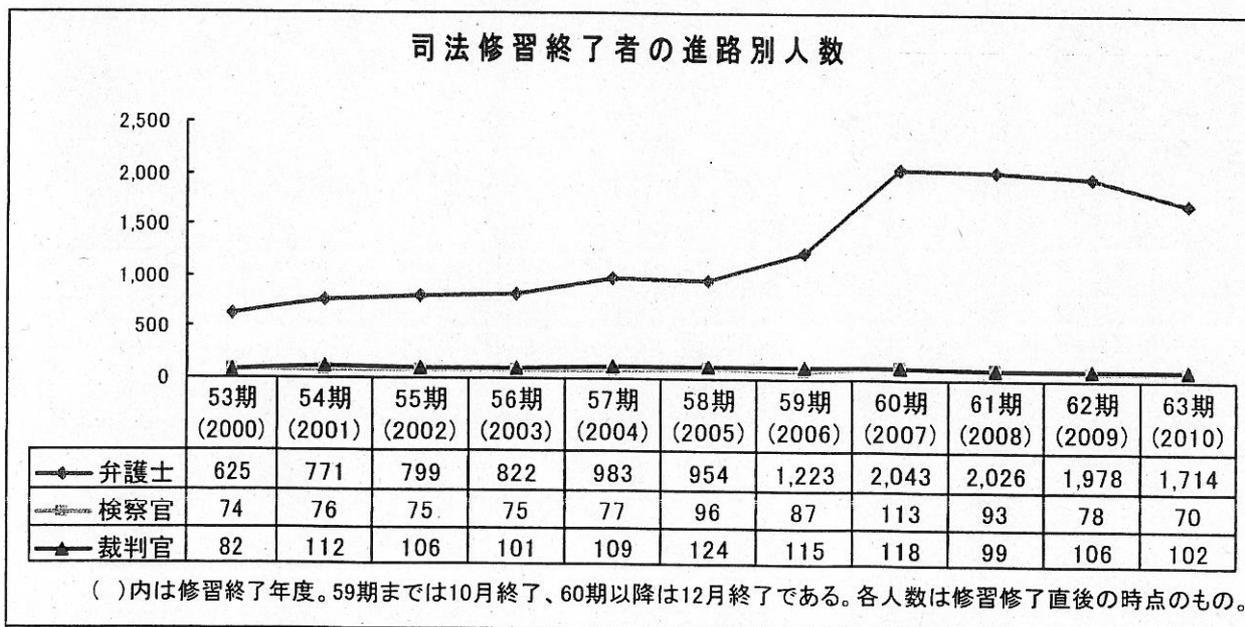
司法試験合格者数は、1990年までは500人前後を推移していましたが、1993年以降約700人、1999年以降約1,000人、2004年以降約1,500人、2007年以降約2,100～2,200人と急増しています。



【法務省公表資料による】

4 弁護士人口の急増

司法試験合格者数の急増は、もっぱら弁護士人口の急増に結びついているというのが現状です

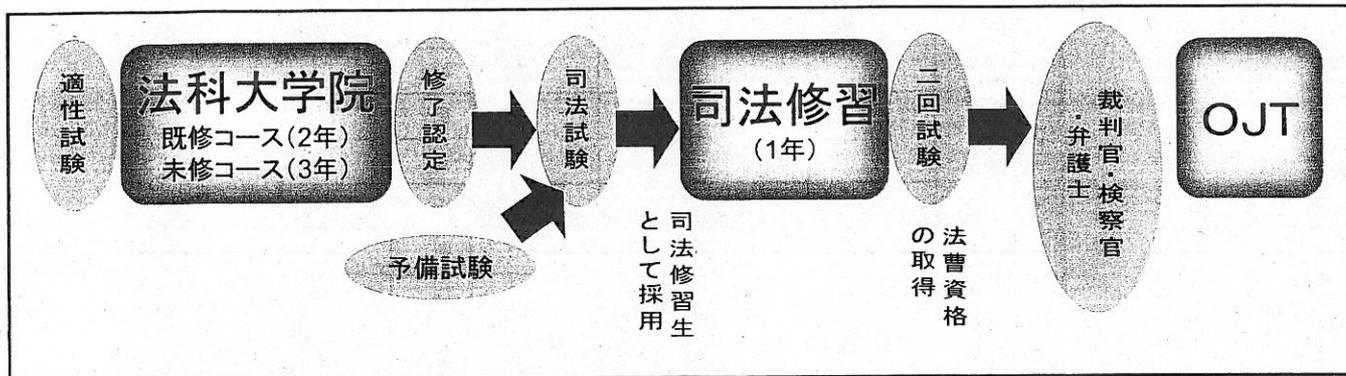


()内は修習終了年度。59期までは10月終了、60期以降は12月終了である。各人数は修習修了直後の時点のもの。

【法務省公表資料による】

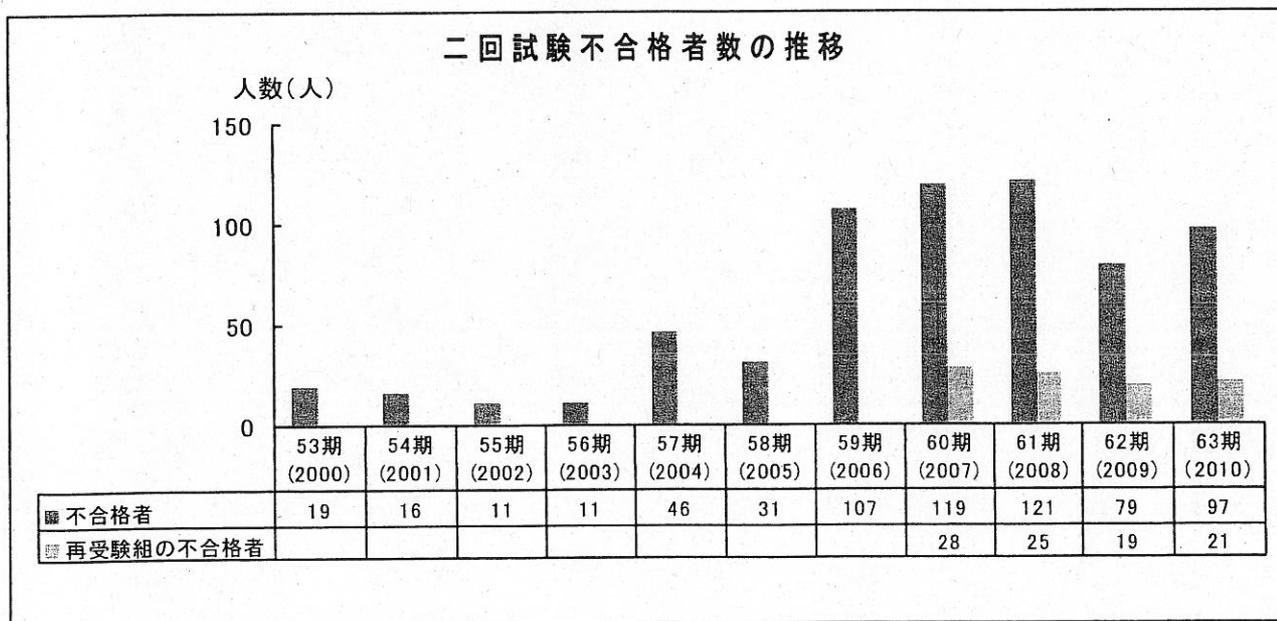
5 法曹養成制度の整備

法曹は市民の権利の守り手であり、法曹の質を維持することは市民の権利に関わる問題です。法曹人口の増員が質の低下を招くことのないように、政府による司法試験合格者の増員計画においても、「法曹養成制度の整備状況等を見定めながら」という条件がつけられています。司法試験の合格者を大幅に増やしても、法科大学院の教育課程において法曹となるべき者の質の確保が図られている、という制度設計です。



6 二回試験不合格者の増加

司法試験合格者数の急激な増大とともに、二回試験（司法修習の修了試験）の不合格者数がかかりの数にのぼる事態を生じています。不合格の理由として、基本法の基礎的な理解不足がある、ということが最高裁判所によって指摘されています。



【日弁連調べ】

7 旧司法試験と新司法試験の合格者数の推移

旧司法試験は平成23年をもって廃止するとされ、司法試験委員会は平成18年以降につき「500人ないし600人程度→300人程度→200人程度→100人程度→前年よりもさらに減少」との目安を定めて旧司法試験合格者数を減少させてきました。

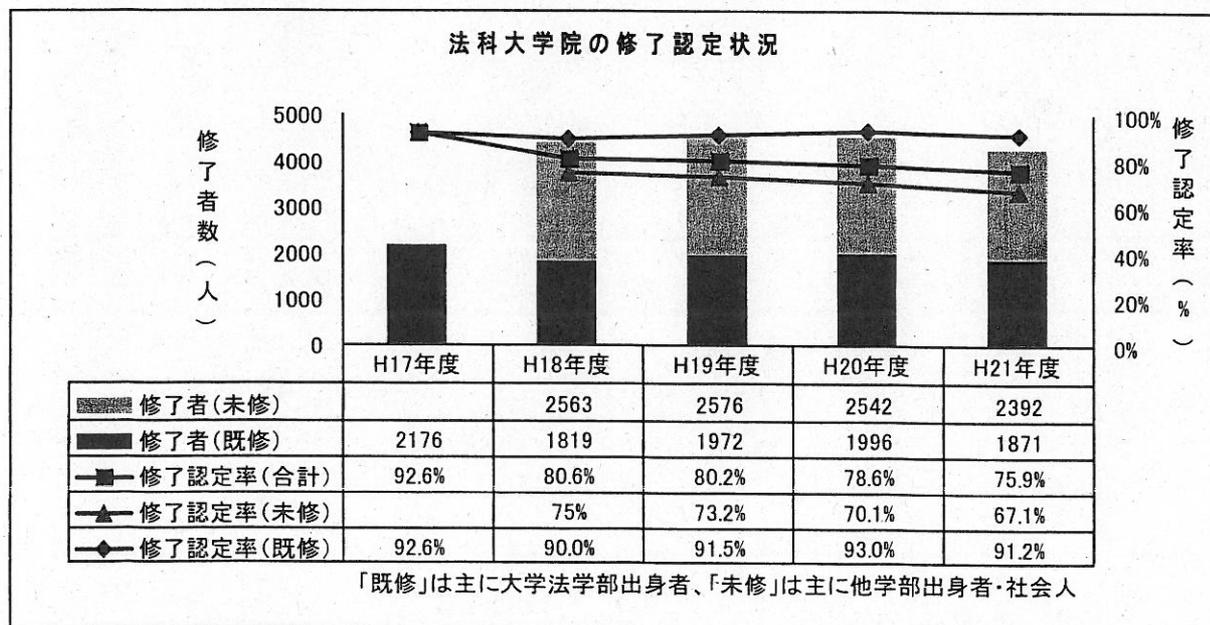
年度	出願者数			合格者数		
	合計	内訳		合計	内訳	
平成18	37,919	旧	35,782	1,558	旧	549
		新	2,137		新	1,009
平成19	33,417	旧	28,016	2,099	旧	248
		新	5,401		新	1,851
平成20	29,836	旧	21,994	22,09	旧	144
		新	7,842		新	2,065
平成21	28,345	旧	18,611	2,135	旧	92
		新	9,734		新	2,043
平成22	27,215	旧	16,088	2,133	旧	59
		新	11,127		新	2,074

【法務省公表資料による】

8 法科大学院の修了認定状況

法科大学院の教育課程では厳格な成績評価及び修了認定を行うことが、新しい法曹養成制度の前提とされています。

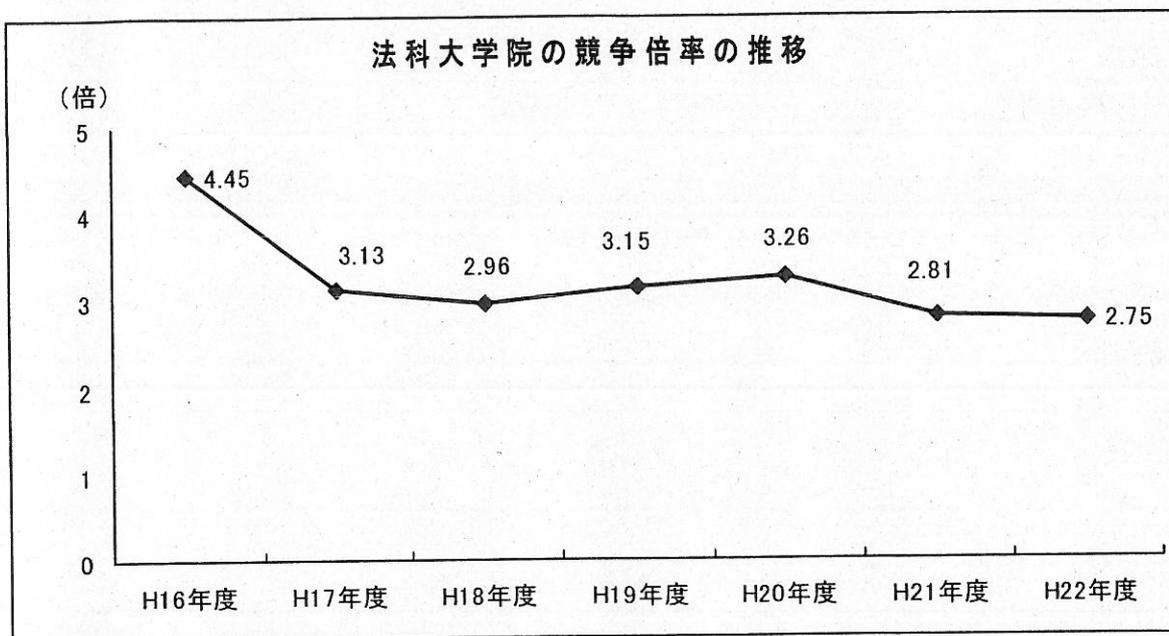
未修者コース（主に他学部出身者・社会人）の修了認定率は厳しくなっていますが、既修者コース（主に法学部出身者）の修了認定率は9割以上です。



【文部科学省公表資料による】

9 法科大学院の競争倍率

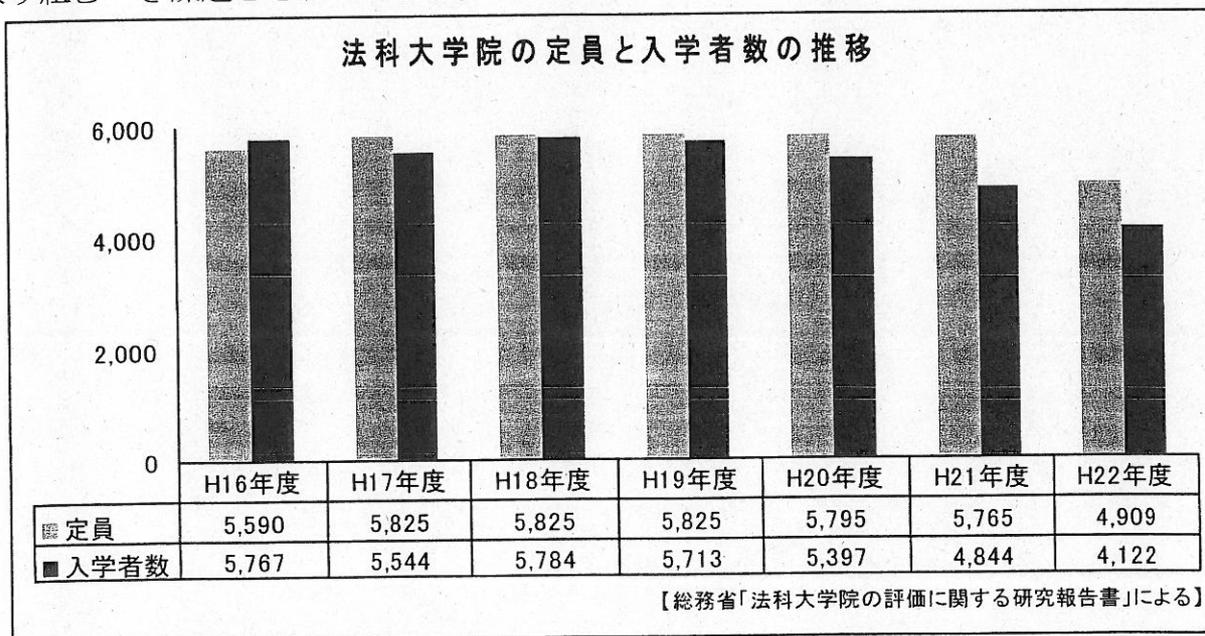
法科大学院の競争倍率（合格者数／受験者数）は、平成22年度では2.75倍です。法科大学院入学者選抜の段階における競争性は低下しつつあります。



【文部科学省公表資料による】

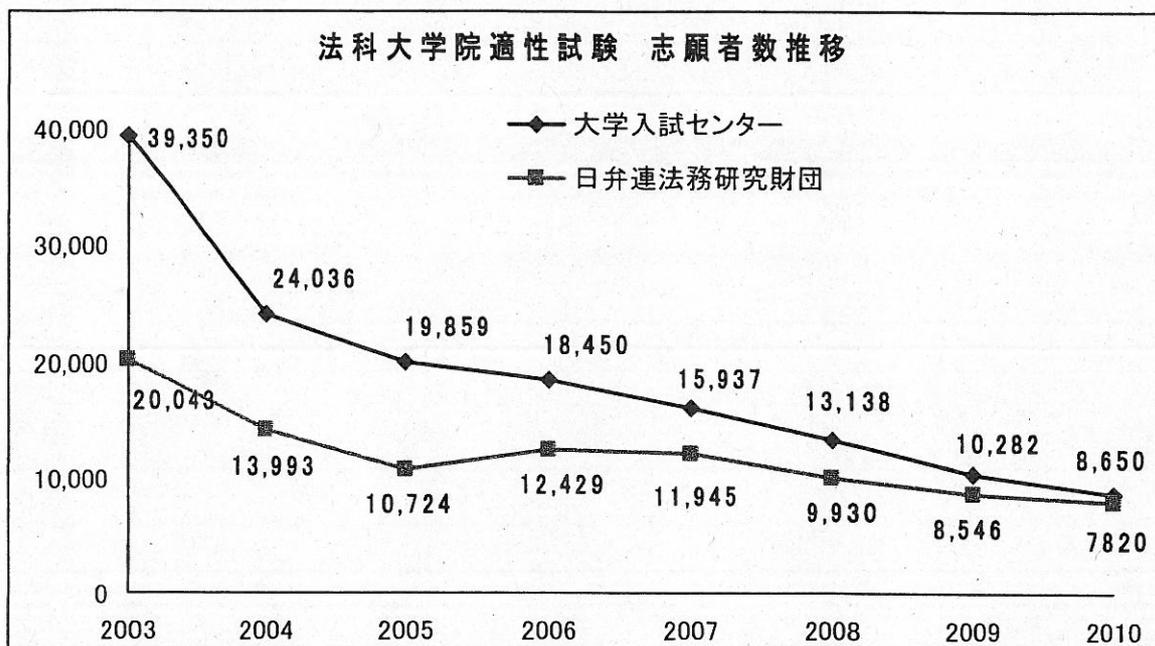
10 法科大学院の定員と入学者数

入学者選抜における競争性の確保という観点から法科大学院の定員削減が始まりました。法科大学院教育の改善は、さまざまな問題点につき実態を把握しながら継続的に取り組むべき課題とされています。

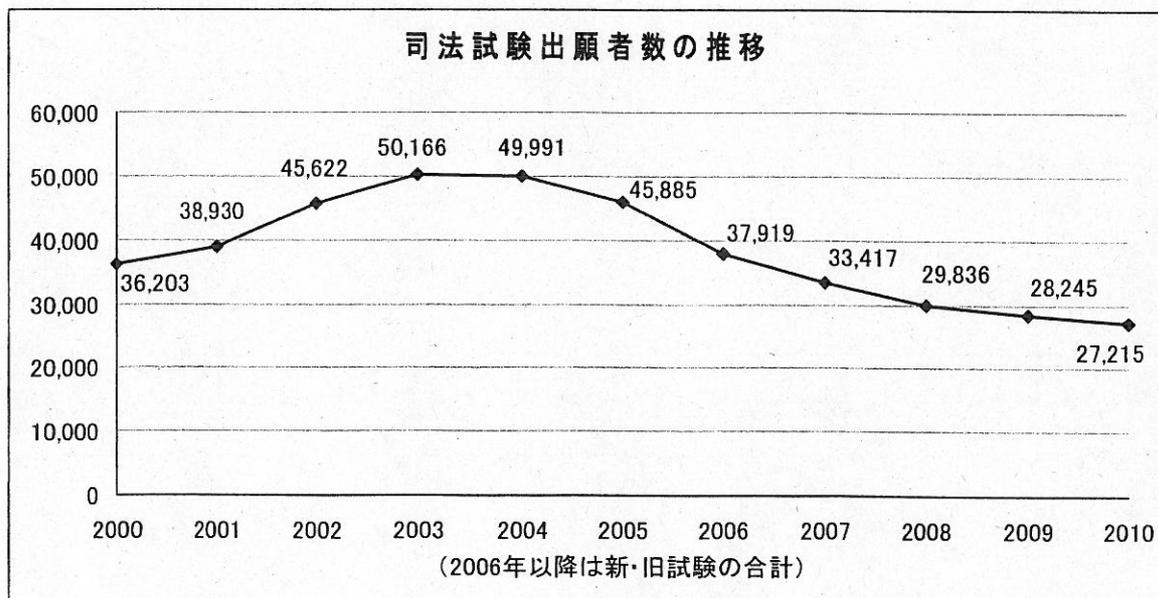


11 法曹志望者の減少

法科大学院の適性試験の志願者数は、この7年間で約4分の1の水準にまで落ち込みました。法曹を目指す人が減り、有為の人材が他の分野に流れてしまえば、法曹の質の低下は避けられません。



【総務省「法科大学院の評価に関する研究報告書」による】



【総務省「法科大学院の評価に関する研究報告書」による】

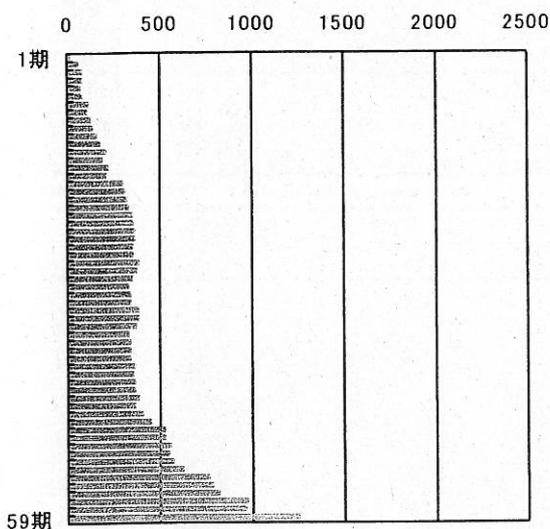
12 経験年数での弁護士人口構造の変化

新しい法曹養成制度で司法修習の期間が1年に短縮され、基礎的な起案訓練の場であった前期修習が廃止されました。新人弁護士にとって、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の必要性は、従前にも増して高まっています。

トレーニングといっても、具体的事件処理において市民の権利保障を危うくすることがあってはなりません。先輩弁護士が事件処理に関与しつつ新人弁護士を指導するというOJTの機会が、新人弁護士が既存の法律事務所に就職することによって得られるのが最も一般的です。

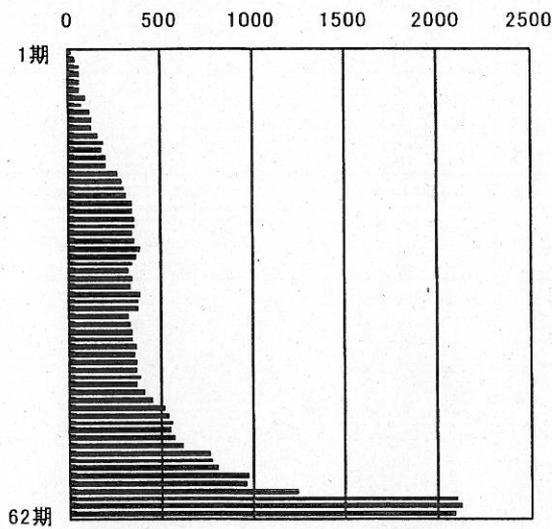
しかし、近年の弁護士人口の急増によって、就職希望者と受け入れ側との人口バランスが大きく変化し、新人弁護士の就職難が生じています。

修習期別弁護士数(2007年)



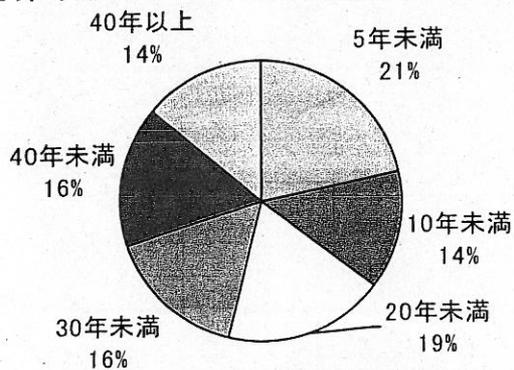
【弁護士白書2007による】

修習期別弁護士数(2010年)



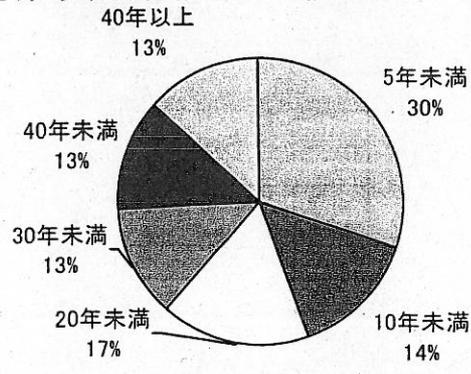
【弁護士白書2010による】

登録年数別弁護士人口構成比(2007年)



【弁護士白書2007による】

登録年数別弁護士人口構成比(2010年)

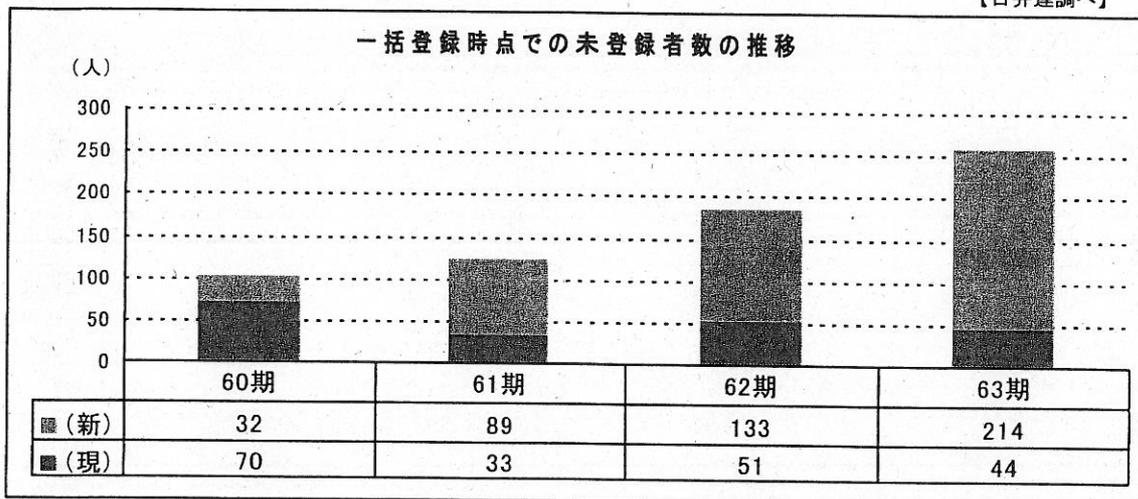


【弁護士白書2010による】

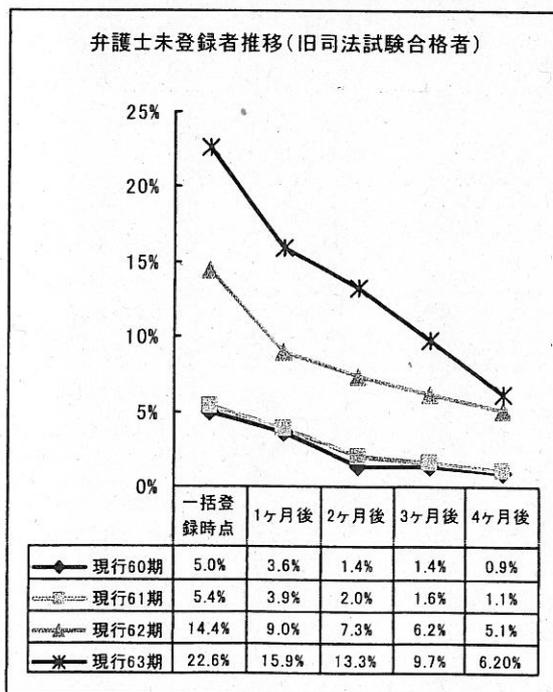
13 未登録者数の推移

司法修習終了後の一括登録時点で弁護士登録をしない未登録者が毎年増加しています。2010年末の新63期の一括登録時点での未登録者数は、前年の1.6倍(214)でした。この中には弁護士として法律事務所に就職できないという理由で未登録である人が相当多数含まれており、未登録者数の急増は、それだけ就職環境が悪化していることの現れだと捉えられます。

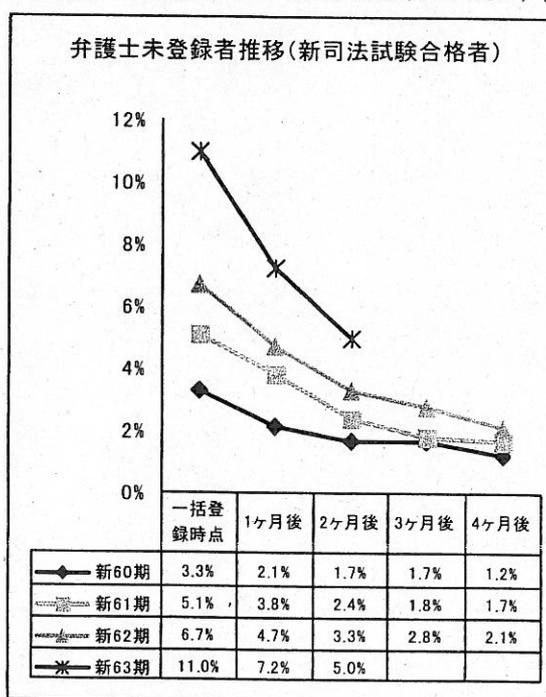
【日弁連調べ】



一括登録時点での未登録者もその後数ヶ月のうちに登録をしていきますが、前年の同一時期と比較して未登録者の割合が年々上昇していることは、就職難の深刻化を示しています。また、最終的に弁護士登録した人も、希望どおりの就職ができたとは限りません。事務所内独立採算弁護士(いわゆる軒弁)や、即時独立弁護士など、OJTを受ける機会の乏しい状態で就業している新人弁護士が増えていると推測されます。



【日弁連調べ】

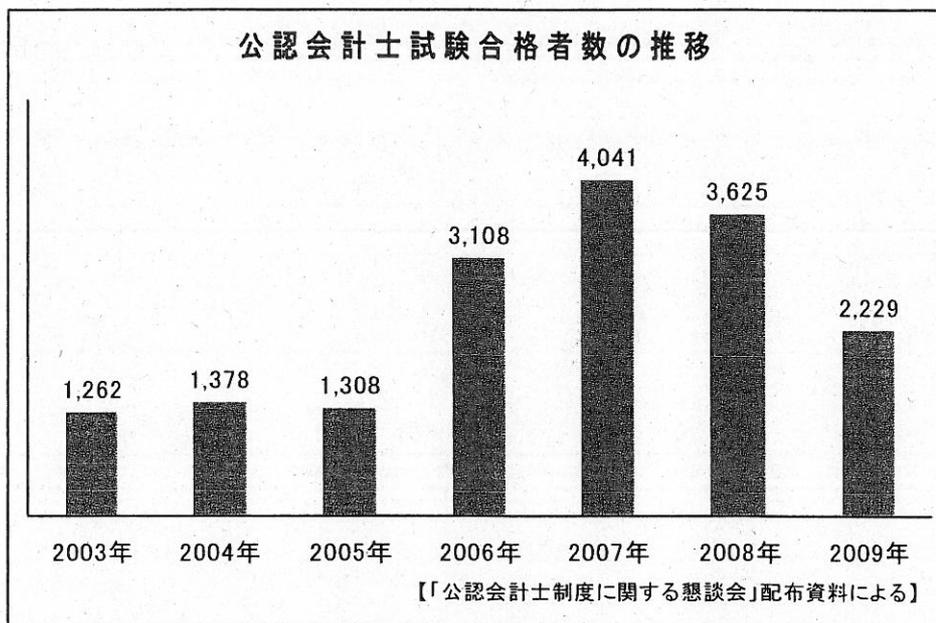


【日弁連調べ】

14 参考－公認会計士試験の合格者数

公認会計士試験についても増員政策が取られていましたが、未就職者の急増という事態を受けて合格者数の抑制に方向転換がなされています。

業務補助期間などの法的位置づけは異なりますが、高度の専門職業人（プロフェッション）を養成するには現実的にOJTが可能な範囲の人員に絞らざるを得ないという視点は、司法試験合格者数を検討する上で参考になると考えられます。

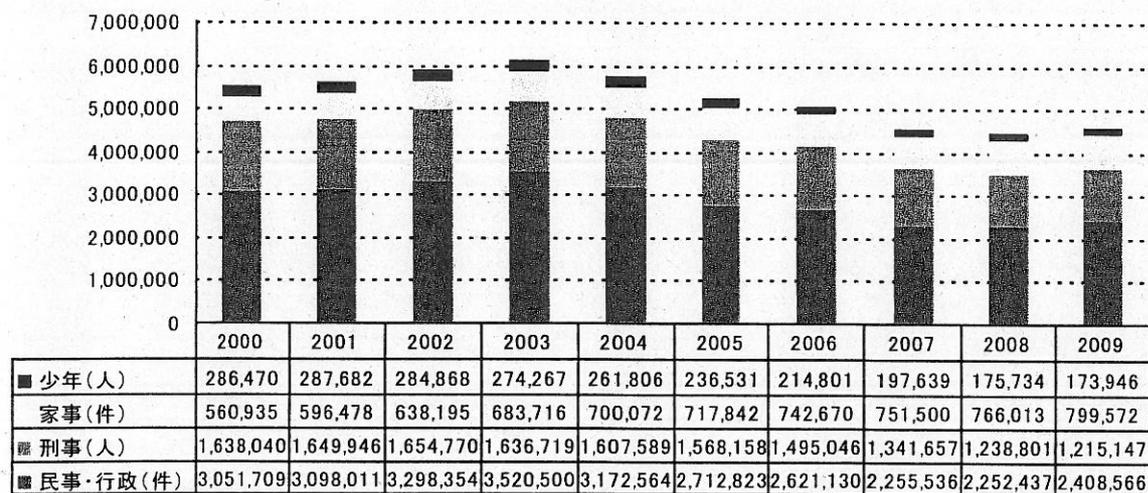


15 法廷実務に対する需要

法曹人口の増員計画は「我が国の法曹人口は我が国社会の法的需要に十分対応できていない状況にある」、「今後、法曹需要は量的に増大することが予想される」ことを前提としていましたが、全裁判所の新受全事件数の推移は、以下のとおりです。

(なお民事・行政事件の事件数の減少には、破産事件における事件番号の振り方の変更など、現実の紛争の数的変化を反映していない要因も含まれています)

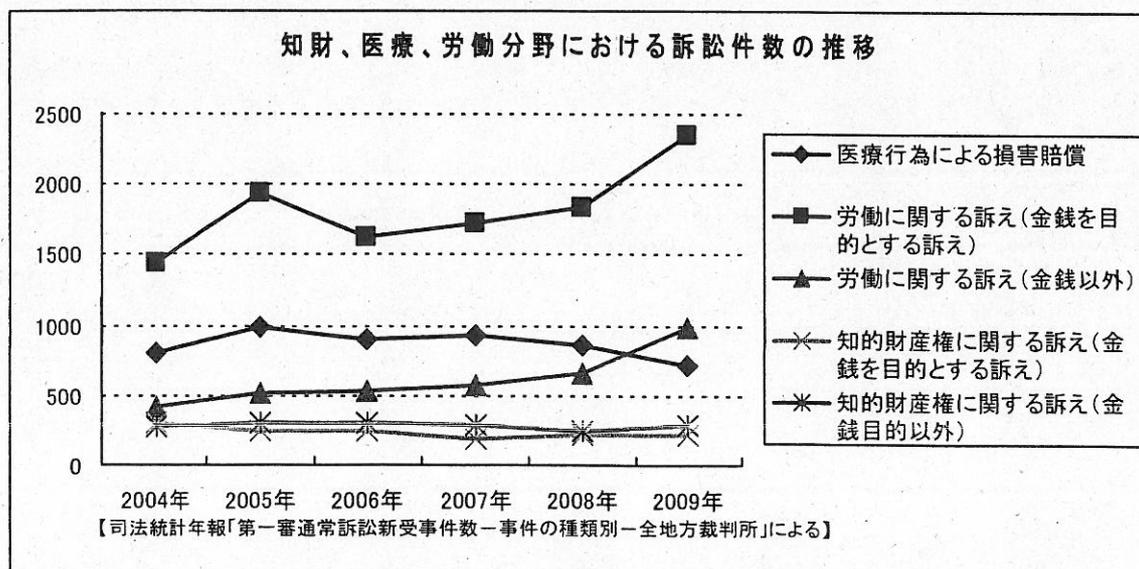
全裁判所の新受全事件数



【「裁判所データブック2010」による】

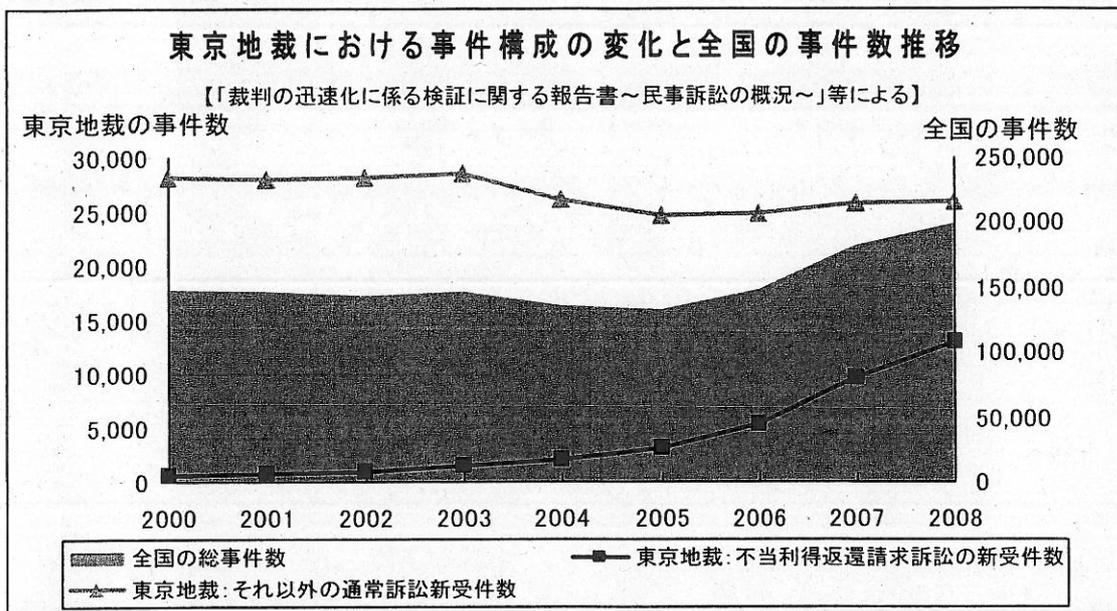
また、法曹需要の多様化・高度化が予想される要因として、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加が見込まれるとされていました。

しかし、知財、医療、労働分野における訴訟件数の推移は、下記のとおりです。



16 過払金返還請求訴訟の動向

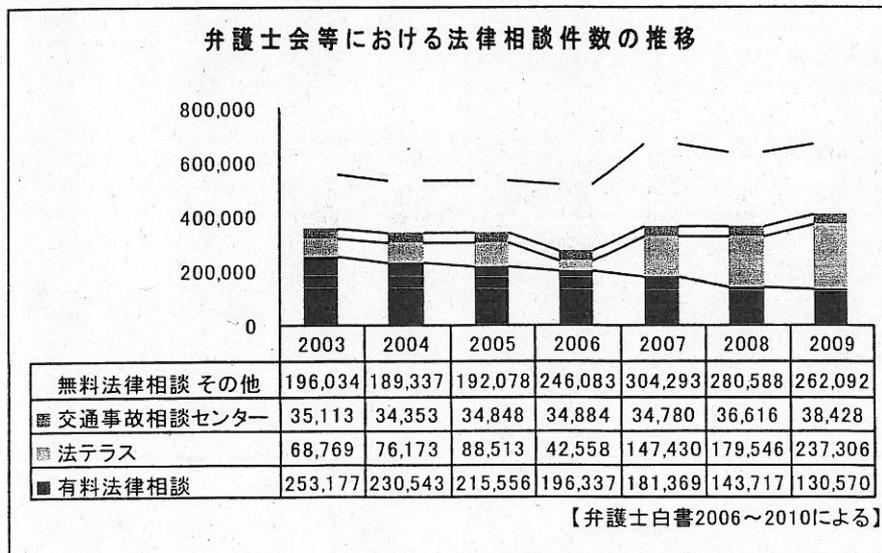
第一審民事通常訴訟事件（地方裁判所）の新受件数は2006年以降増加しています。東京地裁では2006年以降の過払金返還請求訴訟事件の増加が、通常訴訟新受件数を押し上げていることが明らかです。この傾向は、全国の地方裁判所でも同様であると推測されます。しかし、この問題は改正貸金業法によって立法的に解決されたので、収束に向かうことは確実です。



証拠へのアクセスを含めて、市民にとって司法による権利救済が利用しやすくなっているかどうかは、訴訟件数の動向に大きな影響を与えるものと考えられます。民事訴訟制度の改革などの司法基盤整備が必要です。

17 法律相談件数

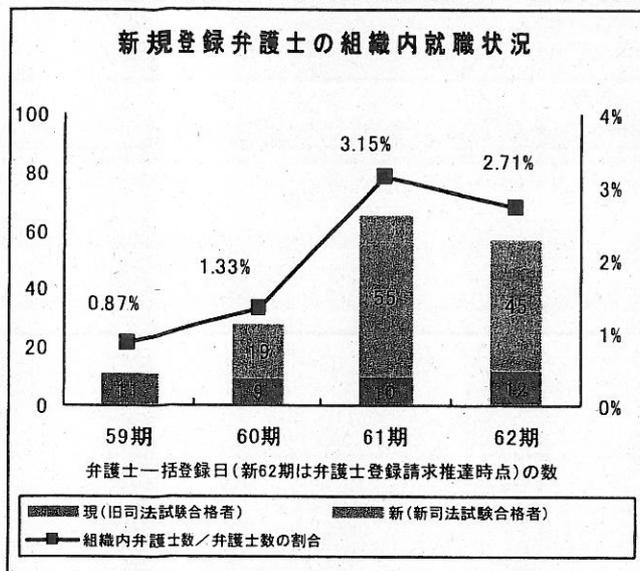
弁護士会法律相談センター・日本司法支援センター・自治体等で弁護士が担当した法律相談総件数に、大幅な増加は認められません。



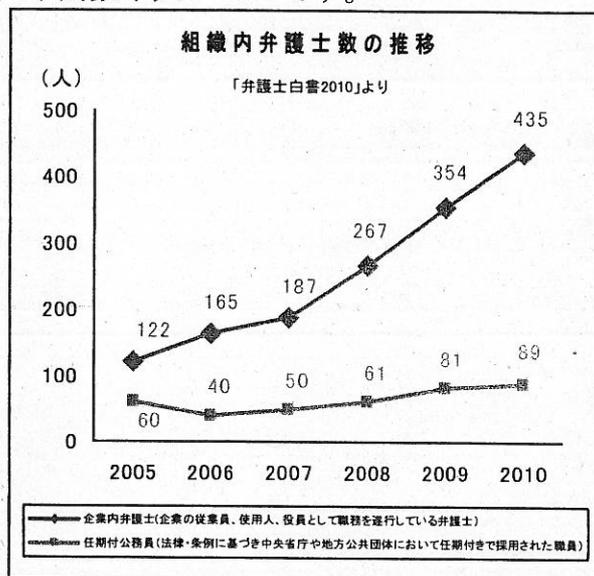
1. 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。
2. 無料法律相談のその他には弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。
3. 法テラスの相談件数につき、2003年から2006年は財団法人法律扶助協会の実績による。

18 組織内弁護士に対する需要

法曹人口増員計画は、組織内弁護士に対する需要の増大を見込んでいました。しかし、急激な弁護士人口増を吸収するほどの需要の伸びは見られません。直近3年間を見ても、新規登録弁護士で組織内弁護士になる人は、年間数十人ペースです。



【日弁連調べ】



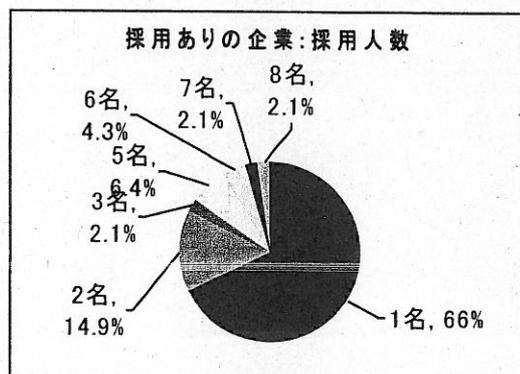
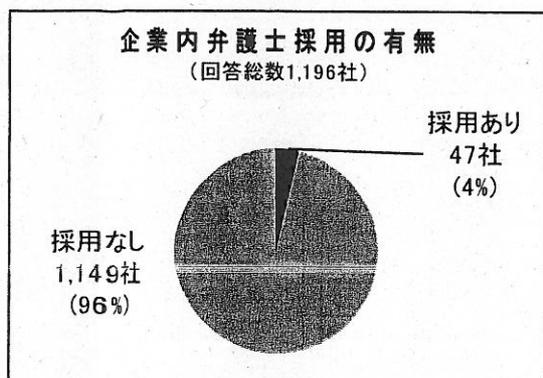
【日弁連調べ】

19 企業の組織内弁護士に対するニーズ

日弁連は2009年11月に、東京・大阪・名古屋その他各地の証券取引所の上場企業及び生損保、マスコミ等の5,215社に対して「企業の弁護士採用に関するアンケート」を実施し、1,196社より回答を得ました。

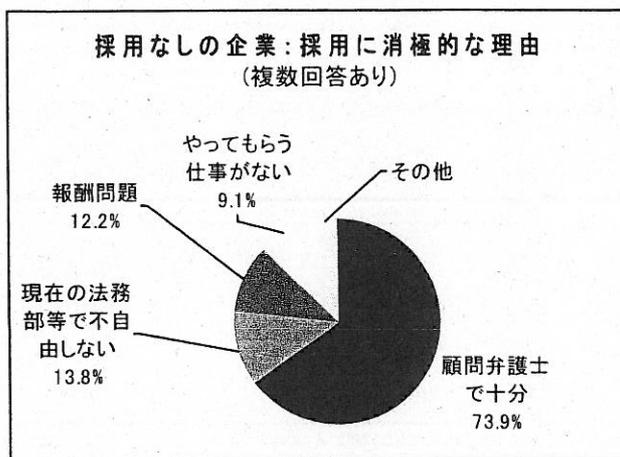
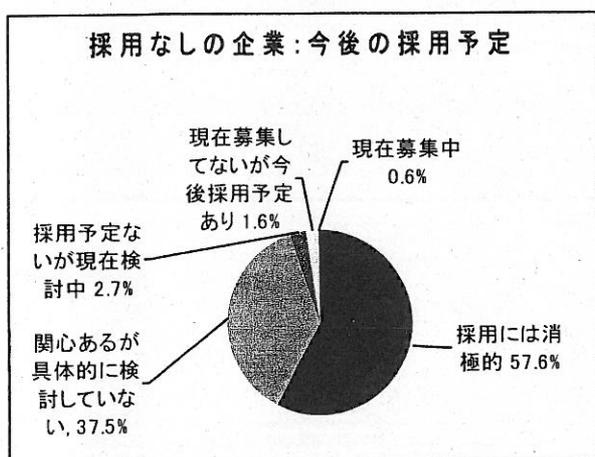
1,196社のうち、「弁護士を採用している」と回答した企業は47社でした。

「採用あり」と回答した47社における組織内弁護士の現在数は、1社につき「1名」が3分の2を占め、最大でも「8名」にとどまっています。



【弁護士白書2010による】

「現在採用なし」と回答した1,149社に対し、今後弁護士を採用する予定の有無を聞いたところ、そのうちの1,112社（約97%）が企業内弁護士の採用に消極的な回答でした。採用に消極的な1,112社に対し、採用に消極的な理由を質問したところ、「顧問弁護士で十分」「現在の法務部等で不自由しない」「やっってもらい仕事がない」など、待遇問題以前に、採用の動機が乏しいという回答が多数を占めました。

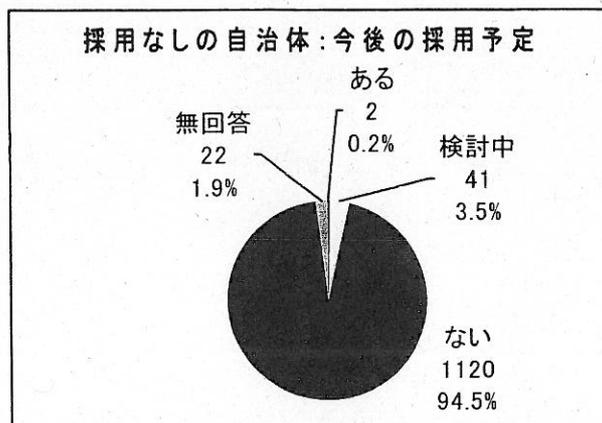
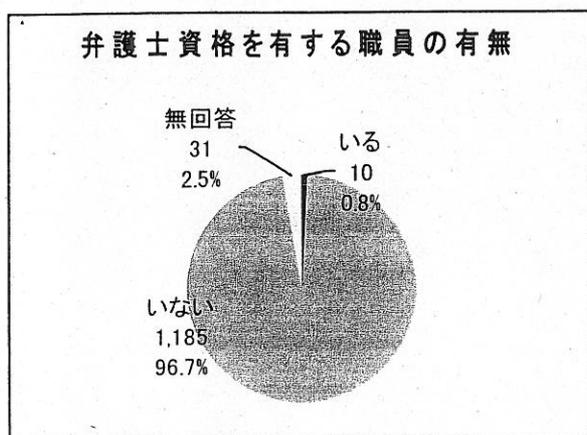


【弁護士白書2010による】

20 地方自治体の弁護士需要

全国の地方自治体を対象として2010年4月に実施したアンケート結果も同様です。全国の地方自治体（都道府県47、市区809、町村941）のうち1,226自治体（都道府県47、市区658、町村521）から回答を得ました。弁護士資格を有する弁護士が「いる」との回答は、10自治体（0.8%）にとどまりました。

「いない」と回答した1,185自治体につき今後の予定について聞いたところ、ほとんどの自治体が「採用の予定はない」と回答しています。



【弁護士白書2010による】

21 法曹人口と隣接士業の存在

法律関係業務に関わる資格制度や権限の範囲などの実情は、国によって違います。例えば、「先進諸国の中で最も弁護士人口が少ないフランスに比べても、日本は弁護士がさらに少ない」という議論がありますが、日本では様々な隣接士業が存在しているので、単純に比較することはできません。

諸外国の法曹人口の比較(1997年)

	フランス	日本
弁護士数	29,395	16,398
対人口10万人比	50.15	13.0

司法制度改革審議会配布資料より抜粋

司法制度改革において、法的需要増大の見通しを前提に「利用者の視点から」「当面の法的需要を充足させるための措置」として、法曹以外の隣接士業に一定範囲で訴訟上の権限が付与されてきたことにも留意する必要があります。

弁理士	特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に対し、特許権等の侵害訴訟における訴訟代理権付与(2002年)
税理士	税務訴訟において補佐人として出廷し、陳述することが認められた(2001年)
司法書士	認定司法書士に対し、簡易裁判所における民事訴訟等について代理権付与(2002年)

弁護士	28,789
人口	127,510,000
対人口10万人比	23

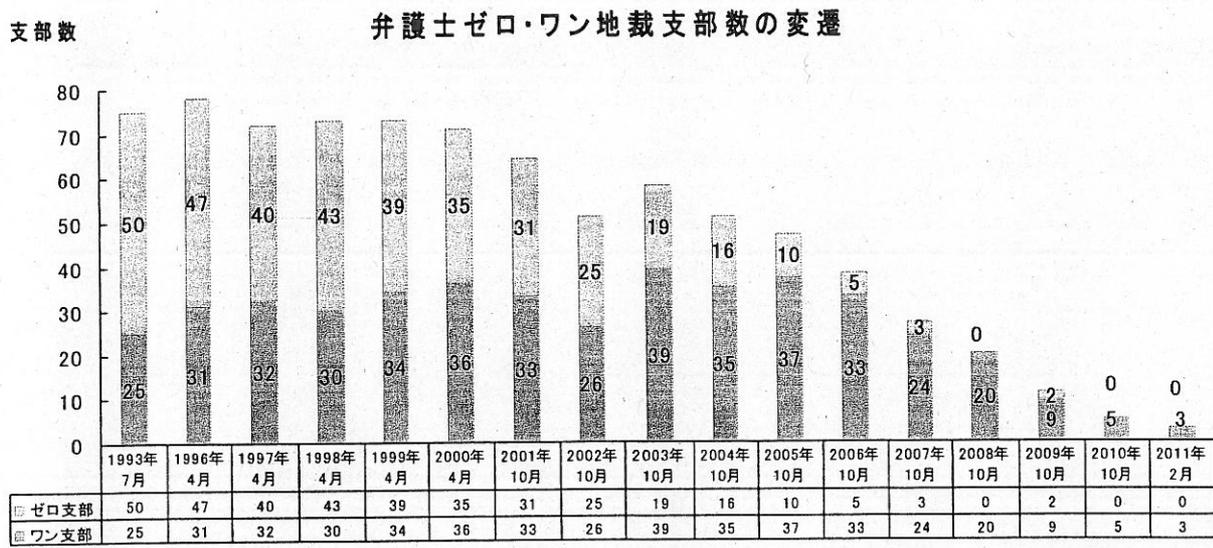
弁護士数は2010年3月末現在
人口は2009年10月1日現在

①付記弁理士	2,409
②税理士	71,606
③認定司法書士	12,415
①～③合計人数	86,430
人口	127,510,000
対人口10万人比	68

①～③は2010年3月末現在
人口は2009年10月1日現在

22 弁護士ゼロ・ワン地域の解消

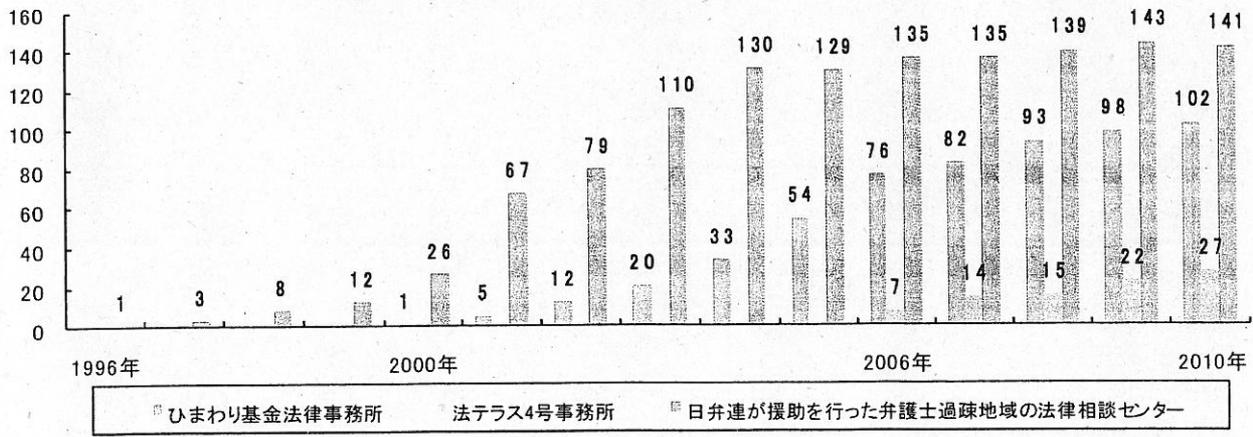
司法制度改革審議会意見書（2001年）では、いわゆる「弁護士ゼロ・ワン地域」の解消が法曹人口増員の理由として挙げられていました。日弁連は、1996年から「ひまわり基金法律事務所」の設置、弁護士過疎地域の法律相談センターの援助等を行う取組を続けており、2011年2月時点で弁護士ゼロ地域は0カ所、弁護士ワン地域は3カ所となりました。



【日弁連調べ】

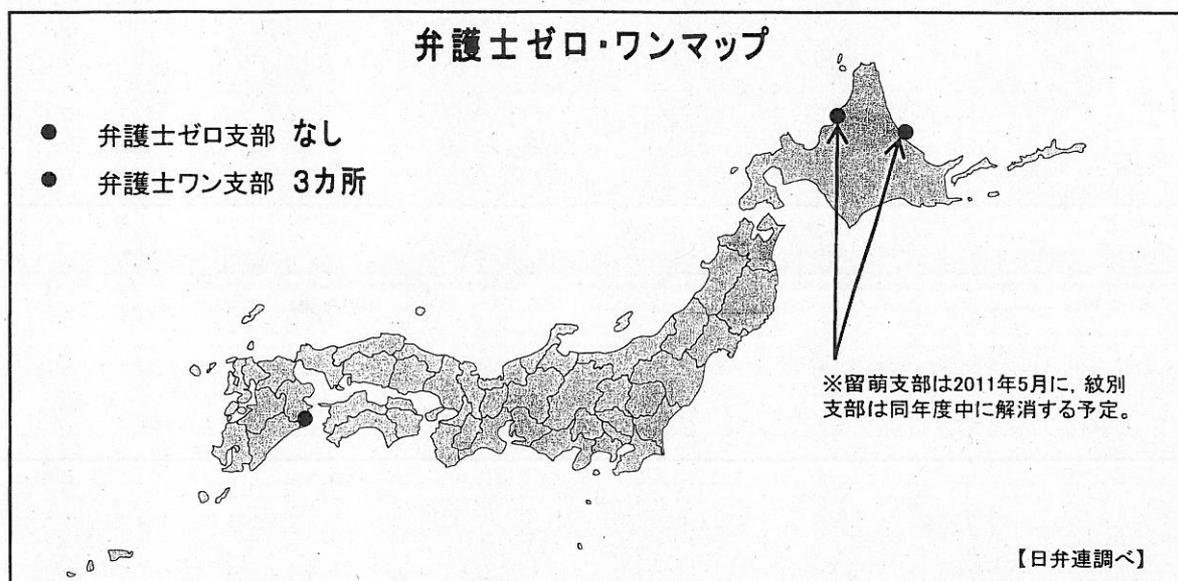
ひまわり基金法律事務所・法テラス4号事務所の設置数、日弁連から援助を行った弁護士過疎地域の法律相談センターの数

※法律相談センターについては前年度実績(3月末日時点)に基づく



【日弁連調べ】

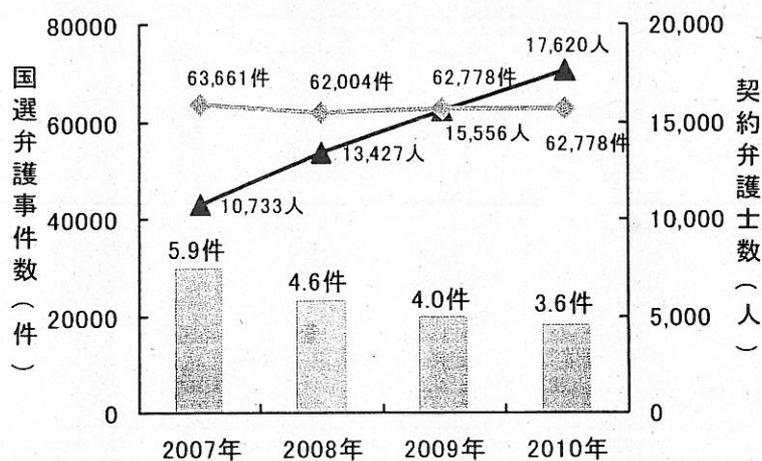
弁護士の人数だけを機械的に増やしても司法過疎は解消しません。「裁判官・検察官ゼロ地域」の解消、地家裁支部機能の充実などの司法基盤整備を図ることが必要です。



23 刑事弁護

国選弁護人の契約弁護士数は2011年1月に1万8000人を超えており、4年前の約1.8倍になっています。2009年から被疑者国選弁護の対象が拡大されましたが、2010年の国選弁護人1人当たりの平均事件数は3.6件であり、急激な弁護士増員は必要ないと考えられます。

国選弁護人契約弁護士数と国選弁護事件数



※国選弁護事件数は、通常第一審事件の終局人員のうち国選弁護人のついた被告人の数。2010年値は司法統計年報が未刊行のため、前年並みとした(司法統計年報)

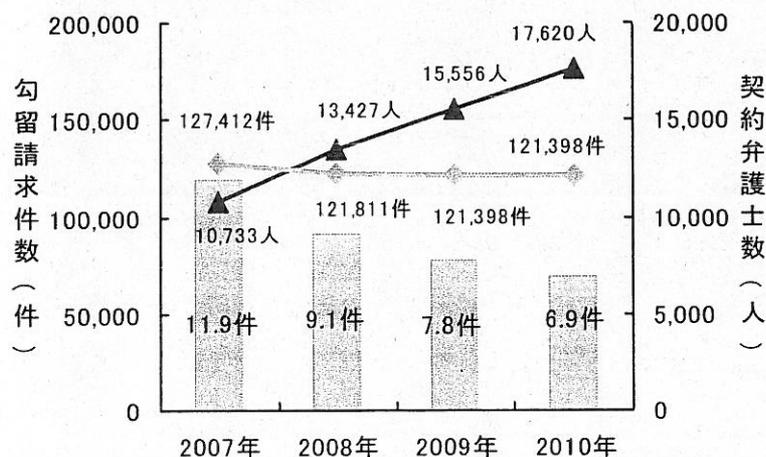
※国選弁護人契約弁護士数は、各年4月1日現在(日本司法支援センター調べ)

※一人当たりの平均事件数は、国選弁護事件数を国選弁護人契約弁護士数で除した数。

1人当たりの平均件数 ▲ 契約弁護士数 ◆ 国選弁護事件数

日弁連は、すべての身体拘束事件を対象とする被疑者国選弁護制度を目指しています。勾留件数は減少傾向にあり、すべての勾留請求事件に対する国選弁護人契約弁護士1人当たりの平均件数は、私選弁護がないと仮定しても7件以下と予想されます。司法過疎地の事件を他の地域の弁護士が分担するような工夫をすれば、現在の弁護士数で十分な対応が可能です。

国選弁護人契約弁護士数と勾留請求件数



※勾留請求件数については、検察統計年報数値による。ただし、2010年値は、同年報が未刊行のため、前年並みとした。

※国選弁護人契約弁護士数は、各年4月1日現在(日本司法支援センター調べ)

※一人当たりの平均事件数は、国選弁護事件数を国選弁護人契約弁護士数で除した数。

1人当たりの平均件数 ▲ 契約弁護士数 ◆ 勾留請求件数(件)

24 当番弁護士・刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添援助

日弁連は被疑者国選弁護制度の開始前から、そして現在も国選弁護制度の対象にならない被疑者や少年のために、当番弁護士、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助など、独自の取組を行っています。当番弁護士制度（逮捕された被疑者や親族の要請により弁護士会が弁護士を派遣。原則無料で利用できる）、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい被疑者へ弁護士費用を援助）、少年保護事件付添援助（家裁送致された少年へ弁護士費用を援助）などです。そして、すべての弁護士が等しく費用を負担する基金を創設して、これらの制度を運営しています。

充実した弁護活動を提供できる態勢を構築するには、単に弁護士の数が増えれば良いのではなく、弁護活動の質の確保や、資力の乏しい被疑者・少年を援助するための財政的な基盤が必要です。

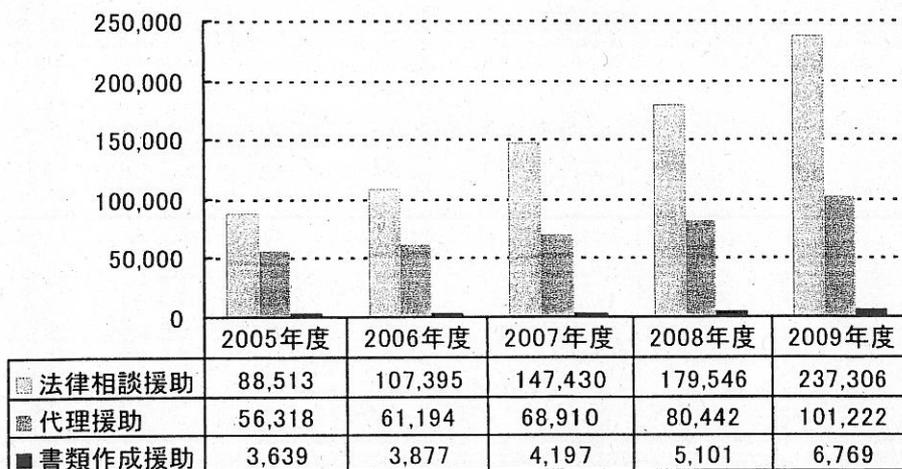


25 民事法律扶助

単に弁護士の数だけが増えても、資力の乏しい人からのアクセス改善としては不十分です。権利保護の必要性を法的需要として現実化させるうえで、法律扶助制度の果たす役割は重要です。

民事法律扶助における援助実績も、着実に増加しています。

民事法律扶助援助実績件数の推移

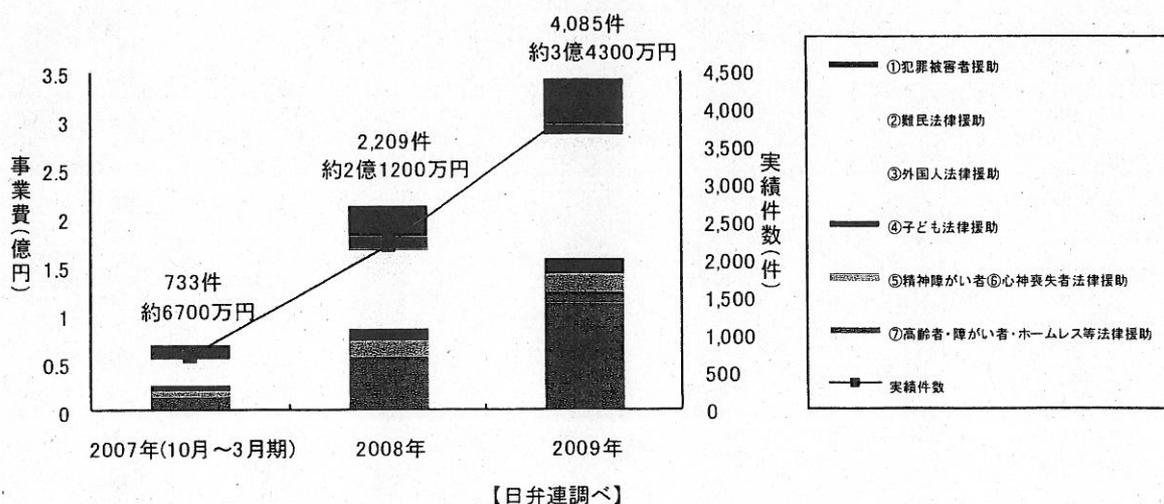


【弁護士白書2010による。2005年度及び2006年度4～9月は財団法人法律扶助協会の実績。】

法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない事業について、日弁連は、事業費を支出して法テラスに業務を委託して弁護士費用等を援助する「日弁連委託援助事業」を実施し、全国的な対応態勢を整備しつつ、実績件数を着実に伸ばしています。

本来公益性の高いこれらの事業は法律扶助の対象にすべきであり、法律扶助の拡充が必要です。

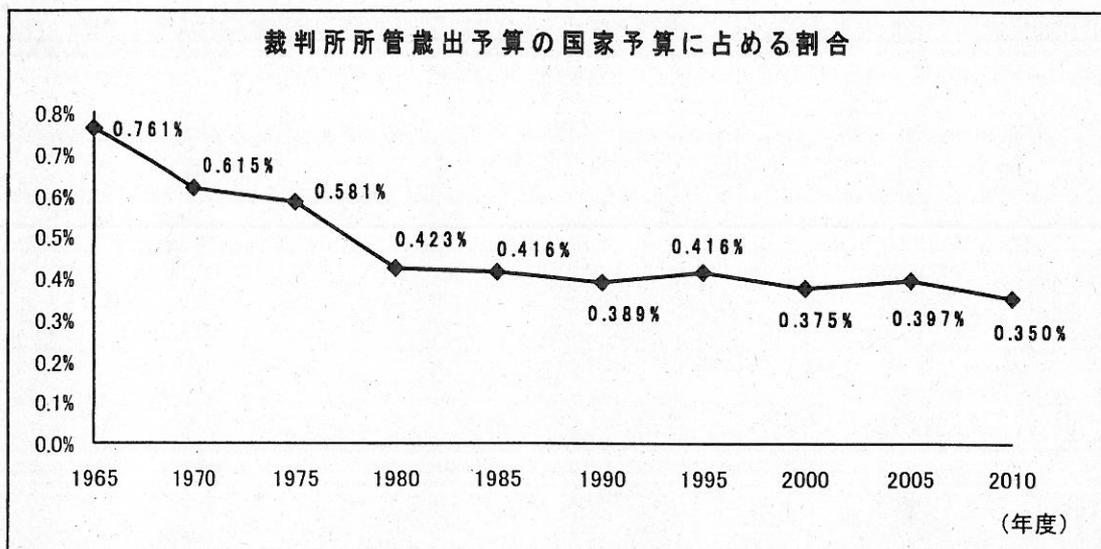
その他の法律援助事業の事業費と実績件数



26 司法予算の拡大を

国家予算全体に占める裁判所関連の予算はもともと1%以下という低い水準にとどまっていたましたが、近時はさらに減少傾向が進んで、概ね0.4%前後で推移しています。

刑事・少年、民事のいずれの分野でも法律扶助の抜本的拡充が必要であり、裁判官の大幅増員や裁判所支部の充実などの司法基盤整備を進めるには、司法予算を現状よりも大幅に拡大することが不可欠です。



【弁護士白書2010による】

27 増員のさらなるペースダウン

仮に1年間の司法試験合格者数を現状(2,100~2,200名)より減らしても、以下のシミュレーションで示すとおり、法曹人口は増大します。司法試験合格者数の問題は、法曹人口の増員か減員かの問題ではなく、増員の仕方の問題です。

年	新規法曹資格者 (前年の司法試験合格者)	法曹三者の 総人口	新規法曹資格者 (前年の司法試験合格者)	法曹三者の 総人口	新規法曹資格者 (前年の司法試験合格者)	法曹三者の 総人口	新規法曹資格者 (前年の司法試験合格者)	法曹三者の 総人口	43年前 修習終了者	推定人口	10万人当 り40人とな る法曹人口
H21	2,346	31,441	2,346	31,441	2,346	31,441	2,346	31,441	478	127,510,000	51,004
H22	2,300	33,257	2,300	33,257	2,300	33,257	2,300	33,257	484	127,176,000	50,870
H23	3,000	35,746	2,000	34,746	1,500	34,246	1,000	33,746	511	126,913,000	50,765
H24	3,000	38,230	2,000	36,230	1,500	35,230	1,000	34,230	516	126,605,000	50,642
H25	3,000	40,718	2,000	37,718	1,500	36,218	1,000	34,718	512	126,254,000	50,502
H26	3,000	43,212	2,000	39,212	1,500	37,212	1,000	35,212	506	125,862,000	50,345
H27	3,000	45,717	2,000	40,717	1,500	38,217	1,000	35,717	495	125,430,000	50,172
H28	3,000	48,224	2,000	42,224	1,500	39,224	1,000	36,224	493	124,961,000	49,984
H29	3,000	50,718	2,000	43,718	1,500	40,218	1,000	36,718	506	124,456,000	49,782
H30	3,000	53,175	2,000	45,175	1,500	41,175	1,000	37,175	543	123,915,000	49,566
H31	3,000	55,638	2,000	46,638	1,500	42,138	1,000	37,638	537	123,341,000	49,336
H32	3,000	58,154	2,000	48,154	1,500	43,154	1,000	38,154	484	122,735,000	49,094
H33	3,000	60,691	2,000	49,691	1,500	44,191	1,000	38,691	463	122,097,000	48,839
H34	3,000	63,226	2,000	51,226	1,500	45,226	1,000	39,226	465	121,430,000	48,572
H35	3,000	65,772	2,000	52,772	1,500	46,272	1,000	39,772	454	120,735,000	48,294
H36	3,000	68,288	2,000	54,288	1,500	47,288	1,000	40,288	484	120,015,000	48,006
H37	3,000	70,789	2,000	55,789	1,500	48,289	1,000	40,789	499	119,270,000	47,708
H38	3,000	73,306	2,000	57,306	1,500	49,306	1,000	41,306	483	118,502,000	47,401
H39	3,000	75,870	2,000	58,870	1,500	50,370	1,000	41,870	436	117,713,000	47,085
H40	3,000	78,423	2,000	60,423	1,500	51,423	1,000	42,423	447	116,904,000	46,762
H41	3,000	80,973	2,000	61,973	1,500	52,473	1,000	42,973	450	116,074,000	46,430
H42	3,000	83,525	2,000	63,525	1,500	53,525	1,000	43,525	448	115,224,000	46,090
H43	3,000	86,043	2,000	65,043	1,500	54,543	1,000	44,043	482	114,354,000	45,742
H44	3,000	88,573	2,000	66,573	1,500	55,573	1,000	44,573	470	113,464,000	45,386
H45	3,000	91,084	2,000	68,084	1,500	56,584	1,000	45,084	489	112,555,000	45,022
H46	3,000	93,578	2,000	69,578	1,500	57,578	1,000	45,578	506	111,627,000	44,651
H47	3,000	96,070	2,000	71,070	1,500	58,570	1,000	46,070	508	110,679,000	44,272
H48	3,000	98,564	2,000	72,564	1,500	59,564	1,000	46,564	506	109,714,000	43,886
H49	3,000	100,970	2,000	73,970	1,500	60,470	1,000	46,970	594	108,732,000	43,493
H50	3,000	103,337	2,000	75,337	1,500	61,337	1,000	47,337	633	107,733,000	43,093
H51	3,000	105,638	2,000	76,638	1,500	62,138	1,000	47,638	699	106,720,000	42,688
H52	3,000	107,918	2,000	77,918	1,500	62,918	1,000	47,918	720	105,695,000	42,278
H53	3,000	110,192	2,000	79,192	1,500	63,692	1,000	48,192	726	104,658,000	41,863
H54	3,000	112,463	2,000	80,463	1,500	64,463	1,000	48,463	729	103,613,000	41,445
H55	3,000	113,933	2,000	80,933	1,500	64,433	1,000	47,933	1,530	102,560,000	41,024
H56	3,000	115,958	2,000	81,958	1,500	64,958	1,000	47,958	975	101,503,000	40,601
H57	3,000	117,970	2,000	82,970	1,500	65,470	1,000	47,970	988	100,443,000	40,177
H58	3,000	119,965	2,000	83,965	1,500	65,965	1,000	47,965	1,005	99,382,000	39,753
H59	3,000	121,787	2,000	84,787	1,500	66,287	1,000	47,787	1,178	98,321,000	39,328
H60	3,000	123,600	2,000	85,600	1,500	66,600	1,000	47,600	1,187	97,261,000	38,904
H61	3,000	125,123	2,000	86,123	1,500	66,623	1,000	47,123	1,477	96,205,000	38,482
H62	3,000	125,747	2,000	85,747	1,500	65,747	1,000	45,747	2,376	95,152,000	38,061
H63	3,000	126,407	2,000	85,407	1,500	64,907	1,000	44,407	2,340	94,102,000	37,641
H64	3,000	127,061	2,000	85,061	1,500	64,061	1,000	43,061	2,346	93,056,000	37,222
H65	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	2,300	92,013,000	36,805
H66	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	H23想定数	90,971,000	36,388
H67	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	H24想定数	89,930,000	35,972
H68	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	H25想定数	88,882,000	35,553
H69	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	H26想定数	87,825,000	35,130
H70	3,000	127,761	2,000	84,761	1,500	63,261	1,000	41,761	H27想定数	86,757,000	34,703

人口10万人
当たり

147

人口10万人
当たり

98

人口10万人
当たり

73

人口10万人
当たり

48

人口10万人当
たり

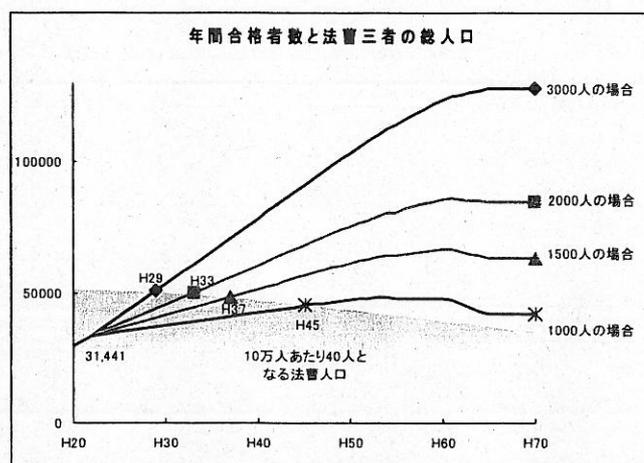
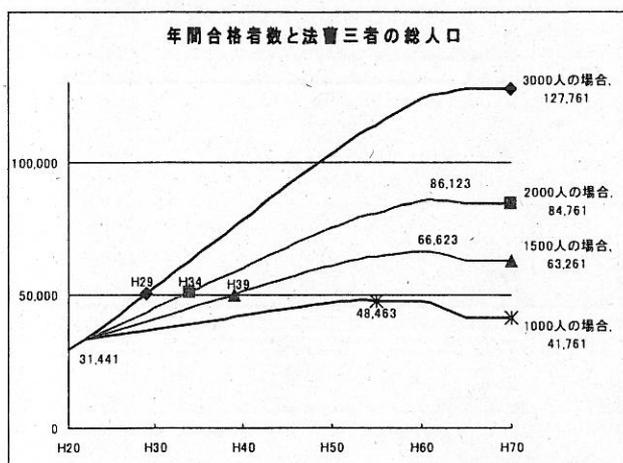
40

1. 法曹三者の総人口=前年の法曹三者の総人口+新規法曹資格者-43年前修習終了者として算出。但し2009年の「法曹三者の総人口」は、同年の裁判官の定員(簡裁判事を除く)と検察官の定員(副検事を除く)に2009年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を足したもの。
2. 法曹資格取得者は43年後に法曹でなくなる(死亡、引退)と仮定した。この43という数字は、弁護士センサス2008(弁護士基礎データ調査)によると、弁護士の労働時間が40時間(1日8時間×平日5日間)未満の弁護士が71歳以上で過半数を超える(57.6%)ことから弁護士としての現役を70歳と設定し、また、1958年度から2008年度の間に修習終了直後に弁護士登録をした者の登録時の年齢の中央値が27歳であったことから、現役期間を27歳から70歳までの43年間とした。
3. 43年前修習終了者は、2023年までは『司法修習生便覧2006』、2028~2048年は『裁判所データブック2010』によるもの。但し2053、2054年は推計値である。
4. 2009年の「新規法曹資格者」は実数である。2010年の「新規法曹資格者」については、前年の司法試験合格者数、司法修習終了時の試験の結果等による推計値である。
5. 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」「平成18年12月推計」によるもの。但し、2009年の「国民人口推計」は総務省統計局「人口推計」2009年10月1日現在のもの。

シミュレーションをグラフ化すると、以下のとおりです。

【左図】平成23年以降の年間合格者数を、

- 3,000人とした場合、法曹三者の総人口は平成29年に5万人に達し、平成65年以降に12万7761人で均衡する。
- 2,000人とした場合、平成34年に5万人に達し、平成61年に8万6123人に達し、平成65年以降8万4761人で均衡する。
- 1,500人とした場合、平成39年に5万人に達し、平成61年に最大値6万6623人に達した後、平成65年以降6万3261人で均衡する。
- 1,000人とした場合、平成54年に最大値4万8463人に達し、平成65年以後4万1761人で均衡する。



【右図】現在の総人口（1億2715万人）のもとで法曹人口5万人とした場合の対人口比率は、10万人当たり39人である。日本の総人口は減少すると予測されるところ、10万人当たり40人の水準に到達するのは、

- 3,000人の場合は平成29年で、最終的に人口10万人当たり147人で均衡する。
- 2,000人の場合は平成33年で、最終的に人口10万人当たり98人で均衡する。
- 1,500人の場合は平成37年で、最終的に人口10万人当たり73人で均衡する。
- 1,000人の場合は平成45年で、最終的に人口10万人当たり48人で均衡する。